

# 平成21年9月7日（月曜日）

## ○出席議員（18名）

1番	南 昭 榮	議員	11番	上 見 健 一	議員
2番	笹 川 広 美	議員	12番	宮 本 空 伸	議員
3番	諏 訪 良 一	議員	13番	若 狭 明 彦	議員
4番	堀 江 健 爾	議員	14番	岩 井 礼 二	議員
6番	亀 野 富二夫	議員	15番	西 村 秀 博	議員
7番	甲 部 昭 夫	議員	16番	坂 井 幸 雄	議員
8番	藤 本 一 義	議員	17番	小 坂 博 康	議員
9番	古 玉 栄 治	議員	19番	作 間 七 郎	議員
10番	武 田 純 一	議員	20番	杉 本 平 治	議員

## ○欠席した議員（1名）

5番	宮 下 為 幸	議員
----	---------	----

## ○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上下水道課長	長谷川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保健環境課長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情報推進課長	澤 伸 一	生涯学習課長	吉 田 外喜夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

ク 北 原 奈 緒 美

○議事日程（第1号）

平成 21 年 9 月 7 日 午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の一括上程

・ 議案第 41 号～議案第 50 号

・ 認定第 1 号～認定第 9 号

提案理由説明

午前 10 時 00 分 開会

◎開 議

○議長(藤本一義議員) おはようございます。  
ただ今の出席議員数は 18 名です。定足数に達しております。

ただ今から、平成 21 年第 6 回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第 121 条の規定による、本会議に出席する者を、別紙の説明員職氏名一覧表として、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(藤本一義議員) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、7 番 甲部昭夫議員、9 番 古玉栄治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(藤本一義議員) 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 12 日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月 18 日までの 12 日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長(藤本一義議員) 日程第 3 議案の一括上程

議案第 41 号 中能登町国民健康保険条例

の一部を改正する条例について

議案第 42 号 平成 21 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 43 号 平成 21 年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第 44 号 平成 21 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 45 号 平成 21 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 46 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第 47 号 平成 21 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 48 号 平成 21 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第 49 号 平成 21 年度中能登町水道事業会計補正予算

認定第 1 号 平成 20 年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 20 年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 20 年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 20 年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 20 年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 20 年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 20 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 20 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9 号 平成 20 年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議案第 50 号 七尾市との境界変更に伴う字及び小字の区域並びに小字の名称変更について

以上、議案 10 件、認定 9 件を一括議題といたします。

町長から議案について、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

本日ここに、平成 21 年第 6 回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

提案理由の説明に入ります前に、一言ご挨拶と今年度事業の進捗状況を申し上げます。

まず、8 月 30 日に執行された衆議院議員総選挙の結果を受けて、政権交代が現実のものとなり、今月中旬にも新政権が発足いたします。

今回の選挙では、政権交代のほか「地域主権」と「税金の無駄遣い根絶」が掲げられており、国の予算の全面組替えや、地方の自主財源を大幅に増やすことが公約されています。

こうした政権公約が、今後の地方自治に与える影響について期待と不安が入り混じる中で、基礎自治体である市町村の業務は、今後益々重要視されるものと思われま

す。しかし、中央の政治は変わっても基礎自治体は町民の皆様のご暮らしとともに歩まなければなりません。こうした変化にも柔軟に対応できるよう、国・県等の動向に注意しながら日常業務にあたっていかなければなりませんので、今後とも皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今年の夏は梅雨明けの時期を特定しないとの修正発表があったほど長雨が続き、これから迎える秋の収穫に影響が出るのではないかと心配しております。

今年は、水害による人家への被害報告は受けておりませんが、日本の各地で予想をはる

かに超えた集中豪雨災害や静岡県における地震では、中能登町でも地震の揺れが感じられ、災害に対する備えと日常の心構えが大切であると改めて痛感いたしました。

そして、8 月 18 日に中能登町においても新型インフルエンザとみられる集団感染が報告され、その方々に対して外出自粛及び自宅療養を要請するとともに濃厚接触者を調査するなど、石川県新型インフルエンザ対策本部の指導のもとに対応を行いました。

現在は感染の拡大防止のため、うがいや手洗いの徹底を呼びかけている状況であります。

次に、今年度の事業の状況についてご報告申し上げます。

まず、去る 8 月 1 日に開催いたしました町祭「織姫夏ものがたり」では、心配された天候も午後からは回復し、多くの町民の皆様方に参加と協力をいただき、今年も大変にぎやかに盛り上がったイベントになりました。

ここに、改めて町祭の開催にご尽力いただきました関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

次に、ほ場整備事業について、本年度新規採択された 3 地区を含め、現在 5 地区が土地改良事業に取り組んでおり、順調に事業が進捗している状況であります。

また、鹿島中学校体育館と御祖小学校特別教室棟耐震工事につきましては、夏休み中には主要工事はおおむね終了することができました。

最後に、統合中学校の建設につきましては、8 月 11 日にラポールよしかわにおいて地権者対象の説明会を開催し、今後の統合中学校の建設に対するご協力をお願いいたしました。

今後とも議会の皆様方をはじめ、学校関係者の皆様方のご理解とご協力を得ながら、早期開校に向けて努力いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案をいたしました議案の主な内容について、順次説明いたしま

す。

最初に、議案第 41 号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、国の少子化特別対策として、出産育児一時金の引き上げを行う関係法令などの整備がされたことから、出産育児にかかるとる経済的負担の軽減を目的として、出産育児一時金を「35 万円」から「39 万円」に引き上げるものであります。

次に、議案第 42 号から議案第 49 号までの平成 21 年度補正予算に関する議案についてご説明いたします。

最初に、議案第 42 号 平成 21 年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 8,757 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 98 億 1,498 万 6,000 円とするものであります。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金では地域活性化・経済危機対策臨時交付金 3 億 6,211 万円及び地域活性化・公共投資臨時交付金 2,000 万円、21 世紀の学校教育環境の充実を図るために、教育の情報化促進と理科教育設備充実費用として 5,232 万 3,000 円をそれぞれ増額するものであります。

次に、県支出金では、たくましい担い手経営育成事業費補助金として、担い手農家の経営基盤規模拡大等を支援するための費用として 1,484 万 5,000 円、既存建築物の最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するための住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 400 万円、雇用情勢が厳しい状況の中、一時的なつなぎの雇用・就業機会を創出するために緊急雇用創出事業費補助金として 200 万円を増額するものであります。

次に、ふるさと応援寄附金として、14 名の方々よりご寄附をいただいたもので、ここに改めて厚くお礼を申し上げます。

なお、寄附金は「ふるさと応援基金」に積

立て、今後有効に活用させていただきます。

次に、基金繰入金では、事業の財源調整のため、財政調整基金 8,493 万 9,000 円の取り崩しと、繰越金では前年度からの繰越金の額の確定により 1,379 万円を計上するものであります。

次に、歳出の主なものでは、経済危機対策による公用車等の買い替えや公共施設等の修繕工事を行うための所要額を計上するとともに、町の活性化に資するため「道の駅」基本構想策定業務委託料として 300 万円、統合中学校の建設に向けての用地測量設計業務や地質調査業務、不動産鑑定業務の委託料として 2,786 万 8,000 円を計上するものであります。

その他、人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

次に、議案第 43 号 平成 21 年度中能登町老人保健特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 219 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,273 万 6,000 円とするものであります。

補正予算の主なものとして、過年度分医療費負担金の増額、及び返還金の増額によるものであります。

次に、議案第 44 号 平成 21 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 873 万 6,000 円とするものであります。

補正予算の主なものとして、繰越金額の確定と補助金返還に伴う一般会計への繰出金等の補正であります。

次に、議案第 45 号 平成 21 年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、人件費に伴う歳出予算の組替えを行うものであります。

次に、議案第 46 号 平成 21 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては

は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,333万8,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、繰越金の額の確定により繰越金を増額し、一般会計からの繰入金を減額したものであります。

次に、議案第47号平成21年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,544万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,591万3,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業での下水道施設の改修や新たな施設建設を見越した公共下水道事業認可変更業務委託料であります。

次に、議案第48号平成21年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,590万1,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、新たに造成した二宮あおば台において街灯を新設するものであります。

次に、議案第49号平成21年度中能登町水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出では793万円を減額し、3億3,375万3,000円とするとともに、資本的収入を6,693万円を追加し、5億6,138万6千円とし、資本的支出を6,718万円を追加し、6億6,333万2,000円とするものであります。

収益的支出での主な内容は、職員給等の人件費の減額であります。

また、資本的収入及び支出では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業での石綿セメント管更新事業及び浄水施設施設の改修工事を行うものであります。

次に、認定第1号から認定第9号について

ご説明いたします。

これら9件の認定案件につきましては、平成20年度各会計の決算について監査委員の審査が終了いたしましたので、一般会計及び特別会計につきましては地方自治法の規定により、また、水道事業会計につきましては地方公営企業法の規定によりまして、それぞれ監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものであります。

最後に、議案第50号は、七尾市との境界変更に伴う字及び小字の区域並びに小字の名称の変更についてであります。

この議案は、県営ほ場整備事業の鳥屋西部地区事業施工に伴い、従来の区画形状に変更が生じたため、字及び小字の区域並びに小字の名称の変更が必要となったものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につき、その大要を説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

すいません。12ページで、議案48号平成21年度を28年度と、気が付きませんでしたけれど発言をしていたということで21年度に訂正をさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長(藤本一義議員) 町長の提案理由の説明が終わりました。

## ◎散 会

○議長(藤本一義議員) 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明後日の9日、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時23分 散会

## 平成21年9月9日（水曜日）

### ○出席議員（18名）

1番	南	昭	榮	議員	11番	上	見	健	一	議員	
2番	笹	川	広	美	議員	12番	宮	本	空	伸	議員
3番	諏	訪	良	一	議員	13番	若	狭	明	彦	議員
4番	堀	江	健	爾	議員	14番	岩	井	礼	二	議員
6番	亀	野	富	二夫	議員	15番	西	村	秀	博	議員
7番	甲	部	昭	夫	議員	16番	坂	井	幸	雄	議員
8番	藤	本	一	義	議員	17番	小	坂	博	康	議員
9番	古	玉	栄	治	議員	19番	作	間	七	郎	議員
10番	武	田	純	一	議員	20番	杉	本	平	治	議員

### ○欠席した議員（1名）

5番 宮下為幸 議員

### ○説明のため出席した者

町	長	杉	本	栄	蔵	土木建設課長	出	雲	修										
副	町	長	小	山	茂	則	農	林	課	長	表	辰	祐						
教	育	長	池	島	憲	雄	上	下	水	道	課	長	長	谷	川	良	次		
参	事	兼	総	務	課	長	永	源	勝	福	祉	課	長	坂	井	信	男		
参	事	兼	監	理	課	長	澤	賢	造	保	健	環	境	課	長	大	森	一	義
参	事	兼	住	民	課	長	小	林	玉	樹	会	計	課	長	松	栄	哲	夫	
企	画	課	長	広	瀬	康	雄	教	育	文	化	課	長	堀	内	浩	一		
情	報	推	進	課	長	澤	伸	一	生	涯	学	習	課	長	吉	田	外	喜	夫
税	務	課	長	大	村	義	一												

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

〃 北 原 奈 緒 美

○議事日程（第2号）

平成 21 年 9 月 9 日 午前 10 時開議

日程第 1 議案質疑

・ 議案第 41 号～議案第 50 号

日程第 2 常任委員会付託

・ 議案第 41 号～議案第 50 号

日程第 3 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

・ 認定第 1 号～認定第 9 号

日程第 4 休会決定の件

午前 10 時 00 分 開議

◎ 開 議

○議長(藤本一義議員) おはようございます。  
ただ今の出席議員数は 18 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案質疑

○議長(藤本一義議員) 日程第 1 議案質疑  
これより議案第 41 号から議案第 50 号および認定第 1 号から認定第 9 号までについて、一括して議案の質疑を行います。

なお、認定第 1 号から認定第 9 号までの、認定 9 件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、付託の予定であります。

よって、ここでの質疑は省略したいと思いますので、ご了承をお願いします。

質疑については、事前に通告を受けておりますので、議長において指名をいたします。

質疑の順序は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、これより質疑を行います。

議案第 41 号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑を許します。

議案書は 1 ページとなります。

20 番 杉本平治議員

〔20 番(杉本平治議員)登壇〕

○20 番(杉本平治議員) それでは、質疑にあたって通告してあります項目に従って、私 1 番に当たっておりますので、質問を行いたいと思います。

ページ数は、1 ページでございます。

議案は、第 41 号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、この件につきましては、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間に出産した「出産一

時金」を 35 万円から 39 万円に、4 万円を加算する時限立法であります。

先般行われました総選挙におきましても、国全体の中で少子化ということがマニフェストに述べられております。

私は、中能登町として、今の国の時限立法ではなく、継続を行い、町としての少子化対策の一助として実行されることを要望して、答弁を求めたいと思います。

○議長(藤本一義議員) 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。杉本平治議員の質疑にお答えいたします。

今の件につきましては、3 年間にわたり 4 万円を与えるということを恒久化すべきではないかということですが、16 日には政権も代わります。そういう中で、子育てに対しましても、いろんなことを言っておられるわけでありまして、それらの政策をみながら考えてまいりたいと思っております。

今、中能登町では、国保で受けられる方は、大体年間 150 名の方がお生まれになられ、そのうちの 1 割くらいでございます。それを恒久化するということになれば、またほかの方との整合性もございますし、また、中能登町といたしましても、子育てに対して「出産祝金」は、1 人目 10 万円、2 人目 20 万円、5 人目からは 50 万円ということで、石川県においても 1 番手厚いことをしております。

また、医療、それらについても 1 番手厚い施策をいたしております。それらも勘案いたしまして、今の質疑に関して検討させていただきたいと思っております。

○議長(藤本一義議員) それでは次に、議案第 42 号 平成 21 年度中能登町一般会計補正予算について、質疑を許します。

歳出の民生費について、議案書は、17 ページとなります。

20 番 杉本平治議員

○20 番(杉本平治議員) それでは、引き

続き質疑を行いたいと思います。

議長が申しましたように、ページ数は17ページであります。

一般会計の第3款、老人福祉施設費でございます。その節の中で、委託料として設計業務費150万円を予算化しております。また、15節に2,630万円が工事費として出ているわけであります。

今日までの説明の中では、各所にある老人福祉施設にスプリンクラーの設置予算だということであります。それを設置するための設計費であり工事費だということではありますが、私は、この説明の中で、今日までの各福祉施設に對しましての、今までの現状の中で、よく新聞等に火災の場合のいろんな悲惨な災害等が出ておりました。そういう点から考えれば、スプリンクラーの設置ということについては、遅きに失したと考えております。

ただ、火災等における場合のスプリンクラーが可動いたしましても、それに対して早期に対応しなければ、行動を起こさなくては、何にもならないのであります。

私は、そういう意味から、具体的に火災が起こった場合、スプリンクラーが可動したあとの避難訓練等は、十分に各施設で実施されているのか。また、そういう場合のマニュアルはきちんとできているのかどうか。そういう点について、2点にわたって答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

〔坂井信男福祉課長登壇〕

○坂井信男福祉課長 杉本議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、福祉施設等における避難訓練の実施状況でございます。

避難訓練につきましては、各施設とも年2回、あるいは年5回実施している施設もあるわけでございます。そういったことで、各施設におきましては、年2回以上実施しているところでございます。それと、火災に伴うマ

ニュアル、消防計画でございますが、町内各施設とも消防計画のマニュアルにつきましてはそれぞれ作っております。

ただ、火災等、震災・地震に伴うものが主でございます。土砂災害や風水害に関する計画につきましてはないところもあるわけでございます。

そういったことで、先般も7月に山口県の防府市の方で大きな災害がございました。そういったことで、土砂災害に関する避難計画を作りなさいという県からの指導もありますし、今後も町といたしましても各施設に對して、そういう計画を策定するような指導をしていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、再質疑を行いたいと思います。

ただ今、担当課長からこれらについての訓練等は、年間2回～5回にわたって、適切に行っているという答弁でありました。

これについては、極力、まさかという場合の訓練等は回を重ねなくては、まさかの場合にはなかなか実行するということは、動転いたしますからできないと思うんです。それはそれなりに大変いいことだと思っておりますが、再質疑でお聞きしたいのは、夜間、火災が起きた場合、どのような対策を考えているのか。昼間と違って、夜は施設の従事者も数が少ない。また、夜間は暗い。

また、火災によりまして、照明等も消えた場合、いろんなものを想定して夜間の場合にはどのような具体的な施策を考えているのか。この点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 坂井福祉課長

○坂井信男福祉課長 杉本議員の質疑にお答えさせていただきます。

夜間の体制ということでございましたが、町内それぞれの施設がございまして、当直者2名ないし6名で夜間の対応をしている状況

でございます。そういったことで、能登部下にあります「しあわせの里」につきましては、能登部下区と防災に関する協定を結んでおります。そういったことで、その施設につきましては、近隣の協力者3名がいるということで、緊急時の対応としているものでございます。

その他、在宅複合施設「ほのほの」につきましては、現在、末坂区との協力関係を検討しているということも聞いておりますし、検討中のところが1施設ございます。

そういったことで、夜間における体制につきましては、各施設におきまして、夜間の緊急連絡体制等もしっかりあるようでございます。施設内の自衛消防、あるいは地区との協定の中で、地域住民の協力も不可欠ではないかと考えております。そういったことに今後は指導もしていきたいですし、地域住民及び老人福祉施設自らが出火防止、初期消火、救出救護等、迅速に実施できるように、今後も自主防災の育成強化と地域との連携も必要かと思っておりますので、そういった面で指導をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、答弁を受けました。地域の方々との連絡網を密にして現在行っている。また、地元の自衛消防とも連絡を取っている。それなりに、より具体的に答弁を受けたわけですが、私は、この福祉施設というのは、歩けない方、寝たきりの方、そういう方々が多くおられるわけです。ただ、そういう方々を今後、地域のボランティアの中で日常的にそういう面についての訓練とか、計画についての了解とかがなされなくては、なかなか実行することに対してできないのではないかという懸念を持つんです。健康な方でも寝たきりの年寄りを起こすということは、なかなか大変な労力がいらいます。そして、火災が起きている中で、

そういう方々をどう災害から避難場所に移動させるかということにつきましては、今までの事例をテレビ等で見ておりましたが、大変難しい問題があるなということを感じています。そういう中で、そういう方々を含めて実際に地域の方々に応援として求めるシステムができていたとしたら、そういう方々の連絡網というものの、きちんとしたものがどうなっているのか。そういう点について具体的なものを絵図面等で明確にして議会の方に説明をしていただきたいと思いますと思っております。

また、そういう面についての訓練等も積極的にやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） ただ今、杉本議員の質疑は終わりましたが、本日の確認をしておきます。

本日は、議案の質疑としておりますので、一般質問とは違います。予算に関することについて十分これからご配慮を願います。

それでは、続けて、同じく議案第42号平成21年度中能登町一般会計補正予算について、質疑を許します。

歳出の労働費について、議案書は22ページとなります。

10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） 私は、今回、第5款労働費の緊急雇用創出事業で、説明によりますと、デジタル放送の説明員を2人、雇用して対応しますという説明ではなかったかなと思っております。

まず、第一に、臨時職員の雇用はなぜ必要なのか。2番目に地上デジタル放送の推進員は国・総務庁の所管ではないのかということでございます。

まず、第1点目の臨時職員の雇用はなぜ必要なのか。いままで緊急雇用創出事業では、町内でシルバー人材センターなどへの委託により、公共施設を中心とした作業を行って、

地域の雇用拡大と活性化が図られております。今回は、この事業で地上デジタル放送の普及啓蒙に臨時職員を2名採用して、デジタル推進に努めるとの説明でありましたが、職員数の削減見直しも検討されている現在において、委託事業ではなく、直接臨時職員を雇用するのはなぜか、町長のお考えを示して下さい。

2番目、地上デジタル放送の推進員は、先ほども申し上げましたように、国の総務省の所管であります。アナログテレビ放送は2011年、平成23年7月24日をもって終わります。地上デジタル放送に切り替わるようになっております。テレビやラジオなどマスメディアで数多くのデジタル放送普及PRが放送されております。地上デジタル放送の対応は、先ほど申しましたように、国の総務省が中心に推進していると理解しております。

町がこの方針に従って、地上デジタル放送の普及PRは必要であると思うが、臨時職員を雇い入れてまで地上デジタル放送への対応を説明する臨時職員を雇用する必要があるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 武田議員の質疑にお答えいたします。

まず、緊急雇用創出事業ですが、現在、中能登町においても町のシルバー人材センターへの業務委託をして、主な公共施設や道路などでの維持管理作業、また9月からは小中学校などの防犯パトロールなどを実施し、多方面で事業の有効活用と地域の雇用拡大並びに活性化を図っているところでございます。

この事業を活用いたしまして、2011年7月24日で終了いたします、テレビのアナログ放送から地上デジタル放送への移行におきまして、町民の皆さんのスムーズな対応が図られますよう、地上デジタル化に対応できますケーブルテレビの加入促進も含め、地上デジタル放送移行推進事業としまして、今回、臨時職員の方を採用し、専門的知識を勉強し

ていただきまして、地上デジタル及び町ケーブルテレビの普及啓蒙を図りたいと考えております。どうかご理解とご協力をお願いいたします。

また、詳しい内容につきましては、担当課長より説明させますのでよろしく願います。

○議長（藤本一義議員） 澤情報推進課長

〔澤伸一情報推進課長登壇〕

○澤伸一情報推進課長 武田議員の質疑にお答えします。

地上デジタル放送への移行につきましては、テレビ、ラジオ、新聞などの様々なマスメディアでのPRも盛んに放送されています。

また、町内においては、総務省の石川県テレビ受信者支援センターの協力も得て、各種団体への説明会や相談会も開催され、更には広報「なかのと」でも記事を掲載し、普及PRに努めているところでありますが、まだご理解されていない方も多いのが現状であります。

地上デジタル放送の対応としましては、3つの選択があります。

1つ目には、デジタルチューナー内蔵のテレビに買い替える方法。2つ目には、外付けのデジタルチューナーを取付けて観る方法。3つ目にはケーブルテレビに加入していただき、セットボックスを設定して観る方法の3つの方法があります。

そこで今回、ケーブルテレビでの対応を含め、各世帯や事業所を訪問し、また、公共施設等の説明会、相談会などを開催し、積極的に地上デジタルを推進するため、直接雇用により専門的な知識を身に付けていただき、職員と一体となった普及啓蒙に努め、ケーブルテレビの加入促進につなげたいと考えております。

臨時職員の雇用につきましては、広報「なかのと」やハローワークなどで募集する予定で、雇用期間は最大で6か月であります。専

門的な知識も必要となりますので、雇用後はデジタル放送及びケーブルテレビ事業について勉強していただき、積極的な活動をお願いしたいと思っております。

アナログテレビ放送は2011年7月24日で終了しますが、まだ2年もあると言われる方もおいでますが、もう2年を切っており、準備が急務となっております。生活に身近なテレビが映らなくなって困ったという状況にならないよう、ケーブルテレビの加入促進も含め、町としても積極的に地上デジタル放送の普及啓発に努めたいと思っておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 担当課長の説明によりますと、デジタル放送の対応とケーブルテレビの普及に努め、二兎を追われるということでもあります。もし、二兎を追うとするならば、臨時雇用は2名、それも144万円の予算でございます。この予算だけで足りるのか。そして一過性なのか。来年はどうされるのか。その当たりの説明もしていただきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 澤情報推進課長

○澤伸一情報推進課長 武田議員の質疑にお答えいたします。

緊急雇用の臨時職員2名の件ではありますが、この事業は今年10月から来年3月、それと22年度の4月から6月までの雇用を見込んでおります。県の補助金の方もそういう申請で現在内示をいただいているところであります。十分な地デジ対応ができるかということではありますが、力いっぱい頑張ってきていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 課長の答弁によりますと、来年度の6月までということだったと思っております。そうしますと、いま採用されます2名の方は、来年の6月まで雇用される

というふうに理解してよろしいのでしょうか。答弁願います。

○議長（藤本一義議員） 澤情報推進課長

○澤伸一情報推進課長 武田議員の質疑にお答えします。

来年の雇用であります。4月から10月です。先ほどは6月と言ったかもしれませんが、10月の間違いであります。すいません。

今年2名採用して、来年度は新しくまた人が入れ替わるということになっております。今年の10月から3月までで、来年度はまた臨時職員の人が代わってやることになっております。

○議長（藤本一義議員） 10番 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 今の担当課長の説明では、来年は新たに雇用をし直すという答弁でなかったかなと思います。町長、課長の答弁にもありましたように、専門知識が必要でございます。来年になって新たにすれば最初から勉強し直さなければならないということになるかなと思います。経費の節減から継続して雇用するという方針で臨んでいただきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 先ほどから言っておりますように、今までのルールを守っていただきたい。要するに、質問は再々までということで、これからはご確認をお願いいたします。

続けて、同じく、議案第42号 平成21年度中能登町一般会計補正予算について、質疑を許します。

歳出の農林水産業費についてであります。議案書は23ページとなります。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑を行いたいと思っております。

ただ今、議長の方から23ページということで発表がありました。23ページでございます。第6款の農林水産業費の細目、農業委員会費の通信運搬費12万円でございます。

これについて、答弁をお願いしたいと思うんです。

常日頃、町長は、中能登町の産業として農業の位置付けを重要視しております。だが、いま現在、町における農業の問題点は大変複雑であり、また、今後におきましてもなかなか明確なものが出てこないというのが本音ではないかと考えております。全協の説明の中で、この12万円につきましては、耕作不能地の調査を行い、これについては地籍上明確にするという説明でありました。現状、この点について、今後、私としたりら4つの点に絞らして答弁を求めたいと思うのです。

1点目といたしまして、中能登町の中で、今後、この122町歩というのは、拡大するということが想定されるのかどうか。また、地域的には、この点につきましては、具体的に地域名は限らなくてもいいんですが、地域というのは大体限定されているということになるのかどうかでございます。

また、次に2点目といたしまして、政府自体も耕作不能地、またはそれに準ずる農地に対しまして、補助金を支出すると言っていますが、中能登町はこの現状を考えた場合、復元というのは、耕作不能地に対しまして可能であるという判断が成り立つのかどうか。

次に、3点目といたしまして、122町歩といわれる農地は、中能登町における位置付けとしたりら何パーセントほどになるのか。この点についてお答えを求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

〔表辰祐農林課長登壇〕

○表辰祐農林課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。

農業委員会費、通信運搬費に関しまして、耕作放棄地調査を実施しました件で、今後拡大することが想定されるかどうかということでございます。

昨年、耕作放棄地の全国一斉調査が行われました。耕作放棄地といいますのは、農家の

高齢化、そして後継者不足、あるいは米価の下落等による営農意欲の低下などが起因しまして、生産意欲が低下している中で、耕作放棄地にだんだん変わっているという実態ではなかろうかと思えます。

この10年間で2倍に増加したと言われております。中能登町におきましても、昨年、3つの区分に色分けをいたしました。

まず1つは、人力、あるいは大型の農機具等を入れて耕作をすれば元の状態に戻せるというところが緑色で区分をいたしました。その緑色が中能登町では179haございます。

それから2つ目は、草刈り、あるいは耕起、中には抜根をして整地をするだけけれども、それだけでは元の農地には復元はできないでしょう。やはりほ場整備事業を導入してやれば復元はできる。そういうところを黄色で区分いたしました。その黄色い区分が中能登では41haございます。そして、今回、通信運搬費でお願いいたしましたのが、赤色で区分をいたしました所でございまして、既に森林原野化しておりまして、多少の事業費を入れても元の農地には復元することが困難であるという区分が122haあるわけでございます。これらを合わせますと、中能登町では342haが荒れていることとなります。そこで何パーセントかというのが3つ目のご質問でございましたが、先にお答えさせていただきます。

中能登町の全経営耕地面積が1,224haでございますので、先ほど言いました赤い区分の122haは約10%ということになるかと思えますし、全体の342haにつきましては、これは28%が耕作されていない実態になっているということでございます。

そこで、今後、拡大することが想定できるかどうかということにつきましては、後ほど説明をさせていただきますが、国はこうした耕作放棄地について、今、新たな補助制度を導入いたしました。耕作放棄地再生利用活動と申します。荒れた農地の障害物の除去、そ

れから深耕する、そして整地をする。その程度によって10アールあたり補助金で3万円から5万円、10万円以上経費がかかればそのうちの2分の1を補助しますという、新たな制度でございます。それから、その荒廢の度合が自分でやるくらいではとてもできない、大型重機を入れないとできないという所につきましても、かかった経費の2分の1を補助するということです。簡単なものにつきましては、土壤改良した場合には10アールあたり2万5,000円を2年間交付いたします。それから農業用機械の導入、あるいは機械のリースにおきましても2分の1の補助をいたします。それから、復元したあとの作付けする作物によっては、ハウスを導入したいと思われる方につきましても2分の1を補助しますというような新たな制度でございます。

これは、先日、9月3日でございますが、全員協議会が開催されている時に、午後3時に町長が退席されました。実は、あの3時には、農林水産省の農村振興局農地資源課の企画官が町長に面談にこられて、その企画官は、いまほど申し上げました新たな荒廢地対策を作られたご本人であります。

そうしたことで、石川県からは中能登町に対して、今年10ha、来年10ha、再来年10ha、合計30haを復元しなさいという指示がきております。新たな事業を導入して、そして今後3年間で30haを復元していくとすれば、議員のおっしゃった1番目の今後拡大することが想定されるのかということは、それはできるだけそういった方向にしないで、少なくとも30haは復元しますという答えになるかと思っております。

それから、地域的なこともお尋ねになりましたが、これはご覧になればお分かりになりますように、旧鹿島地区のアルプラザ周辺とか、あるいはそれより少し旧鹿島の中部地区、あるいは北部地区においてまだほ場整備事業に取りかかっておりません。そうした地区が

多いと思われまます。

それから2番目の補助金を入れて復元が可能かというのは、今ほど言いましたように、新たな国の補助を入れてやっていくのが私たち行政の使命であると思っておりますので、新たな制度をできるだけ導入して進めていきたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○議長(藤本一義議員) 20番 杉本平治議員

○20番(杉本平治議員) それでは、再質疑を行いたいと思っております。

ただ今、具体的に耕作不能地について説明を受けました。緑色、黄色、赤で表示してあり、3つ合わせますと342町歩ということになるわけでありまます。

具体的にそういう面につきましては、耕作を復元する、農地として復元することができうる場所もあるわけでありまして、それはそれとして極力、中能登町の産業でございますから復元を求めて、一つ行政として努力をしていただきたいと思っております。

改めて、担当課長にお聞きしますが、この342町歩、全体の黄色、緑色、赤の耕作不能地も含めて342町歩につきましては、能登地域全体の中の市町村の中で、中能登町の付置付けというものは具体的に上の方から何番目ぐらいになるのか。まだまだ大きなものを抱えた市町村があるのかどうか。そういう面について具体的なものが出すことができたならお願いしたいと思っております。

○議長(藤本一義議員) 表農林課長

○表辰祐農林課長 杉本議員の再質疑にお答えいたします。

石川県内で中能登町における位置付けは何番目かというようなデータでございますが、実は持ち合わせておりませんのでお答えはできないわけでございますが、全国レベルの数字がございます。全国47都道府県のうち、石川県は21番目です。ただ、隣接する富山県は42番目でございますし、それから福井県が44番目というような部類になっており

ます。

先ほど言いました当町の28%が放棄されているという、こうした数字におきましても千差万別でございまして、少ない市町村は耕作放棄地率、1番低いのが北海道でわずかに1%という数字がございまして、中国・四国地方では10.2%で、農政局管内では1番多いということです。そうした中で当町が28%ということとございまして、これは推定でございまして、中間ぐらいではないかなと思っております。

○議長（藤本一義議員） 次に、議案第42号平成21年度中能登町一般会計補正予算について、質疑を許します。

歳出の農林水産業費について、議案書は、同じく23ページとなります。

16番 坂井幸雄議員

〔16番（坂井幸雄議員）登壇〕

○16番（坂井幸雄議員） それでは、議案第42号、地域農政推進対策費で質問していきたいと思っております。

先ほど、杉本議員さんの質疑並びに担当課長さんの答弁に関して、農業に関することに大変力強い答弁だと思っております。食料事情の自給率の向上ということが目標かと思っております。

それでは質疑をさせていただきます。

たくましい担い手経営育成事業でございまして。当初予算では732万円、今回の補正では2,078万1,000円。そのうちに県の支出金が1,484万5,000円、一般会計の持ち出しは593万6,000円ということとございまして。

この件に関して、担い手、先ほどの耕作不能地なんかも復元していれば担い手の方々に託せるわけとございまして、その先もっての話だと思っておりますが、担い手は集落営農、認定農家個々、また農事法人の農業生産法人の部類があると思っております。そこで、今回の補正で具体的にどのような推進対策なのか内容をお聞かせ願いたいと思っておりますし、対象者はどの地区なのか、それに併せて地域集落営農並

びに認定農家の方々の申請された件数の約何パーセントほどが充足されるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表農林課長 坂井議員の質疑にお答えいたします。たくましい担い手農業事業費でございまして、内容は集落営農あるいは農業生産法人を組織化された地区に対する大型農業機械及び施設の整備に対する補助金でございまして。今回、補正をお願いしております地区は、1地区とございまして。

まず、1地区目は新庄地区で、今年4月に設立されました「農事組合法人新庄アグリ」、こちらのほうは組合員が44名登録されております。その地区に対する高農業生産性機械の新規導入でございまして。50馬力のトラクターを1台、740万円相当でございまして。それから、田植え機は8条と6条がそれぞれ1台ずつ、コンバインが4条と3条がそれぞれ1台ずつ、2,599万2,000円とございまして。それに加えて、この地区の現在お持ちの農機具を査定いたしまして全て処分いたします。それが、この導入するときの条件でございまして。査定処分費が18万円相当でございまして。このうち、国が50%で1,297万8,000円、町が20%の補助をお願い致しまして519万円をお願いしようとするものでございまして。

それから、2組めにつきましては、武部地区でございまして、同じく今年の5月に設立されました武部営農組合、こちらのほうは組合員が15人とございまして。30馬力のトラクター360万円相当と、それから同じくこの方々に対する農業用機械の処分のための査定と処分費5万8,000円相当とございまして。合わせて373万4,850円、このうち2分の1が国の補助で186万7,000円、町も20%で74万6,000円の補助をお願いするものでございまして。

それから、申請した事業の採択率は、この

事業は、昨年は場整備と平行してやっておりましたある地区、と申し上げますが、ある地区におきまして新年度早々に4月4日に不採択という連絡がありました。大型の同じく大きいトラクターと、先ほどの新庄地区と同じような田植え機、コンバインを要求していたわけですが、採択されるに当たりましては集落営農をその年度に立ち上げなければならないとか、諸般の条件がございまして、その条件は一つクリアするごとに2ポイントとか3ポイント、4ポイントというようなポイント制になっております。国の方ではそのポイントのボーダーラインを26ポイントといたしておりました。それに昨年度はわずかに届きませんで、結果、不採択ということになりました。

今年はこの2地区につきましては、ポイントは確保できておりましたので、当然採択をさせていただきますし、今後申請する地区につきましては去年のようなことのないように十分注意をして打ち合わせをして、そして修正をしたいと思っておりますので、またご理解をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） ここで、11時10分まで暫時休憩をいたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（藤本一義議員） 再開いたします。

16番 坂井幸雄議員

○坂井幸雄議員 それでは、再度質疑させていただきます。

質疑通告書で、その他の件で少し書いてありますけれども、地域経済活性化とか、いろいろと経済臨時対策金ということで、今、臨時的に入っておりますが、この項目に関しては除外したいと思いますので、確実性があると思うんですけれども、その点お聞きしたいと思います。

今、管内でJA能登わかばが5年計画ということでやっております。今、21年から23年までは見直しということで、先ほど、町長が会議に出たのはその耕作放棄地の解消とかということであって、自給率を上げるということの会議だと思えます。

皆さん、ご存知のように、7日の午前中にテレビで放映されておりましたが、16日から政権が移行するわけですが、農業関係に関して少し凍結や執行停止ということで、そういうニュースが出ておりましたが、今の項目には確実性があると思うのですけれども、その点、町長、何かご連絡か、多分なかったかと思うんですけれども、その点、お答え願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この事業につきましては、地域活性化・経済危機対策交付金ではなくて、県の当初予算に計上されているわけでありまして、現在まだ内示はいただいておりませんが、進めていただいているのではないかなと思っております。農地集積加速化事業の補助金3,000億円につきましては、支払いの凍結という内容のこともいただいておりますけれども、今のこれにつきましては、すんでいくのかなと、これからも進めていただきたいという要望もまた出していこうと思っております。

○議長（藤本一義議員） 次に、同じく、議案第42号 平成21年度中能登町一般会計補正予算について、質疑を許します。

歳出の農林水産業費について、議案書は、同じく23ページとなります。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。同じく23ページ。地域農政推進費対策事業費でございます。節では、補助金、たくましい担い手経営育成事業費2,078万1,000円でございますが、具体的には、先ほど坂井議員から質疑がありまし

た。私はそれと違った意味で、この問題について質疑を行いたいと思います。

名前は、たくましい担い手育成事業であります。担当課長の答弁を聞いておられますと、2集落におきまして、大型機械を入れて集落営農を育成するという内容であります。

以前から、そういう中で、担い手育成、また集落営農というのは中能登町できております。ただ、それを見ておられますと、果たしてこういう手段でもって中能登町の農業が、たくましい担い手が育っていくかどうかということ。これについて私は今の現状を考えてみて、どうもこれでは今後うまく稼働しないのではないかという疑問も持っているわけがあります。

先ほどの質問の中で表担当課長は、いみじくも答弁の中で、米の価格の問題にも一言簡単にふれました。今の農政の中で一番の問題点は、生産費とそれに見合う収入のバランスが取れていないということです。きちんとバランスが取れば、たくましい担い手は育ってくると思うんです。

きのうの夜でしたか、テレビに出ておりました。北海道におきまして、農業をすればするほど赤字が増えてくる今の現状におきまして、私は本当にたくましい担い手を中能登町がつくるとしたら、それを行っていくとしたら、やはり収支バランスが取れるというのが一番先に求められなくてははいけない。

2番目に、たくましい担い手の中の集落営農で、担当課長にお聞きしますが、後継者というものが現在、集落営農の中に育っているのかどうかということでございます。

60歳以上の方々が、たくましい担い手の経営者として、現在集落営農を中心になって行っているのが実情でないかと思うんです。30代、40代の方々がこの集落営農の制度の中に参入できるような、明るい未来の開かれるような農業政策というものがつくられてこなくては、なかなか絵に描いた餅になるので

はないかと思うのです。

平成21年度の産米の仮渡金の費用がJAからいただきました。1俵あて60キロ1万2,850円であります。30キロ1袋にしたら6,000円です。肥料は5割もアップしているんです。機械も毎年何割かアップしていて、機械が売られているわけです。

先ほど、表課長は、国が2分の1補助するから大型機械が参入できるわけでありまして、補助金がなければ大型機械も参入できないと思うのです。私はそういう点を考えますと、今後の中能登町の農業につきまして、たくましい担い手をつくるということはいい事ではありますが、本当にそういう若者も含めた担い手というものを育成されなくては、そろそろ今の現状のたくましい担い手も10年経てば年寄りになって高齢化していく。私はそういうことを危惧するわけでありまして、そういう面についての行政としての施策、それらについてやはりきちんとしたものを立てていく必要があるのではないかと思うんです。今のままでの補助金頼りでの農業、これについては早晚行き詰まりがくると思うんです。そういう面につきまして、担当課長にそういうプラン・計画等を是非とも示していただきたい。そして、本当に収支が合う農業がつけられるように私は希望したいと思うのです。

○議長（藤本一義議員） 表農林課長

○表辰祐農林課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。

まず初めに、米価と生産費のバランスが取れない制度を心配されたわけでございますが、国では農業経営安全対策の対象としているのは、認定農業者に対しての耕作面積は4ha以上、集落営農組織に対するものにつきましては20ha以上という下限面積を設けて認定農業者と位置付けをいたしております。

ただ、その地区、地区におきましては、条件のいいほ場整備等が完了している面積は、果たして認定農業者が十分に満足できる、あ

るいは集落営農が満足できる面積が確保できるかといいますと、それは現在のところ残念ながら認定農業者、集落営農ともに体質としては脆弱な状況ではなかろうかなと思われま

す。従いまして、更なる経営規模の拡大というのが一番大事になってくると思われますし、更に、いま制度として継続されている生産調整におきましても、水稻作付け以外の状況の中で、収入の上がる作物を選択して営農をやっていくというのが重要課題でないかなと思われま

す。そしてまた、先ほどは、集落営農の中の後継者の有無も言われたわけでございますが、担い手がない地域におきましては、農地の保全というものをいかにして守っていくかという最大の課題も出てくるのではないかなと思われま

す。集落営農の中の後継者の数でございますが、石川県の農林水産業の統計年報の中で、どのように当町は位置付けされているかと申し上げますと、年齢別の農業従事者2,440名ほどの中に、19歳未満の方が60名おいでます。20歳から24歳が81名、25歳から29歳が95名、30歳から34歳が94名、35歳から39歳までが103名ということで、先ほどおっしゃいました後継者というのは、この辺くらいの方を指すのかなと思われま

す。決して十分な数字ではないと思われま

すけれども、それなりにおいでるとい

ことでご理解をお願いいたします。○議長（藤本一義議員） 次に、同じく、議案第42号 平成21年度中能登町一般会計補正予算について、質疑を許します。

歳出の土木費について、議案書は25ページとなります。3番 諏訪良一議員〔3番（諏訪良一議員）登壇〕

○3番（諏訪良一議員） ページ、25ページです。第8款土木費、土木総務費の中の道の駅基本構想策定業務委託料として300万円計上されておりますので、この点について質問をしたいと思いま

す。国土交通省の資料によりますと、平成21年7月21日現在で、県内では19駅、うち七尾市内でも4駅が既に設置されております。このような設置状況のもとにあって、中能登町ならではの独自性ある個性豊かな道の駅とするため、どのような青写真を描いているかについてお尋ねしま

す。○議長（藤本一義議員） 出雲土木建設課長〔出雲修土木建設課長登壇〕

○出雲修土木建設課長 諏訪議員の質疑にお

答えさせていただきます。

○議長（藤本一義議員） 出雲土木建設課長〔出雲修土木建設課長登壇〕

○出雲修土木建設課長 諏訪議員の質疑にお

答えさせていただきます。

○議長（藤本一義議員） 出雲土木建設課長〔出雲修土木建設課長登壇〕

道の駅とは、道路利用者のための休憩機能、それに加え、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、地域連携機能、この3つを併せ持つ施設であります。

当町において、道の駅を整備することにより、通過している「人と物」を取り込み、町観光拠点の一角を担うにぎわいを創出し、当町の代表的なPR塔として、地域活性化の核となる施設を目標としております。今回は、それらを実現化するための基本構想を業務委託するものであり、議員のおっしゃられておられます独自性、個性豊かな道の駅づくりに向かって、どのようなイメージで整備すべきなのか、どんなコンセプトがふさわしいのかを探り構築していきたいと思っております。

なお、今後の業務遂行にあたりましては、企画課が主となりまして、各課の垣根を取り払い、事業の迅速かつ円滑な推進を図るため「中能登道の駅建設プロジェクトチーム」が設置されました。今後は、このプロジェクトチームを中心といたしまして、目標達成のために業務を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、議員各位におかれましても、ご指導ご鞭撻お願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 3番 諏訪良一議員  
○3番（諏訪良一議員） 今の件について、再質問をしたいと思います。

道の駅を設置するのみが目的ではなく、にぎわいの創出を図りながら、活力あるまちづくりの核として位置付けていくことが狙いであろうと考えます。

このため、必然的に設置後における経済効果が大きく問われてくる施設であろうことは論ずるまでもないと思っております。

そこで、この経済効果について、どのように受け止めておいでなのかについて質問したいと思います。

○議長（藤本一義議員） 出雲土木建設課長

○出雲土木建設課長 経済効果ということの質問でございますけれども、現在はこの予算につきましてはいろいろ考えられます。例えば農業・工業・商業関係を含んだような道の駅にしたいなというような考えを持っていますが、この辺もこのコンサルタントにお願いいたしまして、経済効果の高まるような、そして町の活性化に繋がるようなものにしていきたいためをお願いするものでございますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（藤本一義議員） 3番 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 先般の全協の時の説明では、まだ決定もしていないという説明もあったんですが、コンサルタントに丸投げするから現状では白紙の状態であるというのは、あまりにも将来性を見据えた考えのなさが理解できるのではないかと思うのですが、この点についても一度お尋ねしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今出しております予算につきましては、諏訪議員が言われましたように、にぎわいの創出、あるいは活性化、経済性、そういうものを含めてコンサルタントに丸投げということではなく、専門的な意見も聞きながらそれらをどうすればいいかという予算でありまして、まだこれから皆さん方の意見も聞いたり、また、農業団体の意見も聞いたり、また、商工業の皆さんの意見も聞いたり、これから立ち上げていくという予算でありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 次に、同じく、議案第42号 平成21年度中能登町一般会計補正予算について、質疑を許します。

歳出の土木費について、議案書は27ページとなります。

20番 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、質疑をさせていただきます。ページ数は27ペー

ジであります。

第8款の土木費、節は委託料として公共建築物耐震化実施計画策定業務360万円が予算化されているわけであります。

それではお聞きしますが、この予算の中で、耐震化実施計画書が出されまして、一定の数値が出された場合、耐震化に対しまして、行政としてはこの建物について今後どのようなことを考えていくのか。そういうものを持っているのかどうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（藤本一義議員） 出雲土木建設課長

○出雲土木建設課長 杉本議員の質疑にお答えいたします。

9月定例会で補正計上いたしました公共建築物耐震化実施計画策定業務委託料360万円につきましては、中能登町の耐震改修促進計画に基づく公共建築物についての実施計画を策定するための経費であります。具体的な内容としまして、町が管理する公共建築物の状況の調査及び既存データの整理などを行い、関係各課による検討委員会において、今後の利活用の方策と方向性を決めたくえで、耐震化が必要となる施設の選定を実施したいと思っております。

耐震化の必要な施設につきましては、実施時期、あるいは手法、あるいは事業費等の実効性の高い活用計画を策定したいと思っております。

また、着実な事業の実行に資するために、適正な事業管理を行うためのシステム整備もあわせて実施を予定しておりますので、ご理解下さるようお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（藤本一義議員） 再開いたします。

日程第2 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第41号から議案第50号までの議案10件につきましては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしております議案及び請願等付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

○議長（藤本一義議員） 日程第3 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託

これより、決算審査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

認定第1号 平成20年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第9号 平成20年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定までの認定9件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

認定9件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託のうえ、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8

条第1項の規定により、

2番 笹川広美議員

3番 諏訪良一議員

9番 古玉栄治議員

10番 武田純一議員

11番 上見健一議員

13番 若狭明彦議員

20番 杉本平治議員

以上、7人を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました7人を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、決算審査特別委員会付託表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（藤本一義議員） 再開します。

決算審査特別委員会の審査の認定議案は、お手元に配付した、付託表のとおりであります。

委員の方々は、次の休憩中に、正副委員長の互選を行い、報告を願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（藤本一義議員） 再開します。

決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、報告をいたします。

委員長に 10番 武田純一議員

副委員長に 3番 諏訪良一議員

以上のとおりであります。

◎休会決定の件

○議長（藤本一義議員） 日程第4 休会決

定の件について、議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査などのため、9月10日から9月14日までの5日間、休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。よって9月10日から9月14日までの5日間、休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時57分 散会

# 平成 21 年 9 月 15 日 (火曜日)

## ○出席議員 (17 名)

1 番	南 昭 榮	議員	12 番	宮 本 空 伸	議員
2 番	笹 川 広 美	議員	13 番	若 狭 明 彦	議員
3 番	諏 訪 良 一	議員	14 番	岩 井 礼 二	議員
6 番	亀 野 富二夫	議員	15 番	西 村 秀 博	議員
7 番	甲 部 昭 夫	議員	16 番	坂 井 幸 雄	議員
8 番	藤 本 一 義	議員	17 番	小 坂 博 康	議員
9 番	古 玉 栄 治	議員	19 番	作 間 七 郎	議員
10 番	武 田 純 一	議員	20 番	杉 本 平 治	議員
11 番	上 見 健 一	議員			

## ○欠席した議員 (2 名)

4 番	堀 江 健 爾	議員	5 番	宮 下 為 幸	議員
-----	---------	----	-----	---------	----

## ○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上 下 水 道 課 長	長 谷 川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保 健 環 境 課 長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外 喜 夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

ク 北 原 奈 緒 美

○議事日程（第3号）

平成 21 年 9 月 15 日 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議

○議長(藤本一義議員) おはようございます。

ただ今の出席議員数は、17 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長(藤本一義議員) 日程第 1 一般質問  
これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問についての各議員の持ち時間は、1 時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。執行部におかれましては、的確な答弁をお願いいたします。

それでは通告順に質問を許します。

3 番 諏訪良一議員

〔3 番(諏訪良一議員)登壇〕

○3 番(諏訪良一議員) おはようございます。2 件について一般質問をしたいと思えます。

最初に、家庭用廃食用油 B D F 化モデル事業についてであります。

家庭や業務用の調理場から排出される困りものでもある使用済み食用油の処分には、ゴミの減量化、環境保全や下水管へ流した場合、下水処理施設の劣化にも関わるなど、公共的な見地からも早急に解決すべき大きな課題であろうと思えます。

平成 20 年 6 月定例会に行った一般質問に対し、その解決策の一環として、平成 21 年度当初予算に家庭用廃食用油 B D F 化モデル事業として 22 万 5,000 円を盛り込み、既に事業が進捗していることと思えます。

かようなことから、事業の実施状況と進捗状況、実施上の問題点、成果と今後の展開方向などについてお尋ねします。

○議長(藤本一義議員) 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。諏訪議員の質問にお答えします。

まず、1 点目の事業の実施状況と進捗状況についてでございますが、この事業の概要につきましては、「一般家庭から排出される使用済み食用油を、ディーゼルエンジン用の燃料として再利用するために、委託業者に回収・精製させ、廃棄物の減量とリサイクルを推進することにより、環境にやさしい資源循環型社会を構築していく」といった内容でございます。

廃食用油を精製いたしますと、グリセリンや脂肪酸といった不要な副産物が発生いたします。これらを処分するためには、精製業者が「産業廃棄物中間処理業」の許可を許可権者である石川県からとる必要があります。

当初、県は精製業者に対して「平成 20 年 4 月から 7 月末までの試験研究の成果をもって許可をする」ということでありました。ところが、平成 20 年 7 月に試験精製された B D F の分析結果等に疑問が生じたため、試験研究機関が平成 21 年 3 月 31 日まで延長されることになりました。

その後、平成 21 年 2 月に精製された B D F の品質に対する暫定規格、3 月には、B D F の取扱いに関するガイドラインが国から示されたことにより、試験研究機関が突如、平成 21 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで再延長されることとなりました。

そのため、町においては、今日現在「廃食用油再資源化事業」を実施することができず、委託しようとする業者が、県から許可されるのを待っている状況であります。

また、一般家庭から出される廃食用油については、一般廃棄物という扱いになります。一般廃棄物を処理する場合は、県ではなく、業者の住所地である市町村から「一般廃棄物中間処理業」の許可をとる必要がございます。

町では、精製業者に対して、県の「産業廃棄物中間処理業」の許可がなければ「一般廃棄物中間処理業」の許可申請を速やかに行うようお願いしております。

最後に、「今後の展開の方向」であります。まずは、給食センターなどから排出される廃食用油のBDF化と公用車への試験利用を実施し、その中で発生する問題や課題などを検討し対処した上で、一般家庭からの廃食用油のBDF化を進めていきたいと考えております。

具体的には、モデル地区の選定、並びに住民の皆様への協力の要請、回収方法や頻度の決定、精製されるBDFの品質説明や利用のお願いなど、業務がスムーズに実施できるよう関係機関と連携しながら準備してまいりたいと考えております。

また、「リサイクルの推進による廃棄物の減量と二酸化炭素の削減を実施し、環境にやさしい資源循環型社会を構築していく」ためにも、住民の皆様に対する本事業のPRに努めると同時に、資源の有効利用の大切さについても広く啓蒙していきたいと考えておりますので、今後とも皆様方のご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） このことについては、春さき、町の女性連絡会がありました。このときに、この事業がスタートするということの説明をしたわけですが、私自身も今日に至って、広報等、何も目につくようなこともありません。そういうことから今日、この質問をしたわけですが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長  
〔大森一義保健環境課長登壇〕

○大森一義保健環境課長 議員のご質問にお答えいたします。

今言われたように、当初、女性協議会などに事業スタートというご案内の中で動いたと

いうことは私も承知しております。いろんな意味で、私どもも早く試験運行というものができないものかということで待っていたわけなんです。その辺の、一部対応の悪さにつきましては大変申し訳ないなと思っております。

また、女性協議会等に関しましては、議員さんも言われたように、そういった経緯も含めてお話をさせていただきたいなと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） この席で答えられたことは、実施できないときには、その都度、町民の皆さん方に周知されることも行政サービスの一環ではなかろうかと思いますが、これからこの点についてどのようにPRされていかれようとするのか。また、モデル事業をどこに設定して行っていくかということについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 議員の今の再質問でございますが、基本的にはこの事業の位置付けというものに対しましては、今、地球温暖化ということで世界規模の状況でございます。小さな町ではございますが、そういった意味で、小さな所からのスタートということが一番重要なことかということで、先ほどの町長の答弁にもありましたように、基本的にはCO<sub>2</sub>の削減ということが基本になるのではないだろうかと思っております。

また、今言われましたように、進捗状況等につきましては、変化のあるごとにご連絡等、各団体等にも当初お話をかけた部分に関しましては、その経緯も報告していきたいなと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） 今回の延伸になった理由としては、やはり業者の問題もあったこ

とは事実であります。実施できる段階になりましたら、早速スタートしていただきたいと思っております。

次に、小中学生の携帯電話についてであります。文明の利器でもある携帯電話の使い方次第によっては、学力低下やいじめ、携帯依存症などの弊害が生じていることから、全国的に小中学生の携帯電話所持の善し悪しが大きくクローズアップされるとともに、大きな社会問題にまで発展してきつつあります。文部科学省は、小中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止が望ましいと。

また、多くの自治体によっても、公立小中学校での持ち込み禁止に向けての議論が相当になされているようです。県内では、野々市町が町民主体で、小中学生に「携帯電話を持たせない運動」に取組み、教育現場がそれに協力しているとのユニークな取組みをしている優良事例もあります。全国的にみても、指導方針や取組み内容にもそれぞれに応分の温度差があるように見受けられます。携帯電話ならではの利点がある反面、便利さゆえの弊害もあり、これらとどのように向き合って対処すべきかが、いま、教育現場で問われている大きな課題であろうと考えます。そこで、町における携帯電話の使用実態、どのような指導をされているのか。今後の指導指針についてお尋ねします。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 いまほどの諏訪議員の携帯電話についてのご質問にお答えいたします。

まず1番目、携帯電話の使用実態についてです。

果たして、町内の小学生や中学生は携帯電話を本当に持っているのだろうか。また、使用しているのだろうかと疑問に思われる方も多いと思いますが、最近では急速に普及しているのにはびっくりいたします。

現在、町内の子供たちが所有している人数

についてお知らせいたします。

町内の小学生では41名、割合にして5%です。その中で、6年生だけをみていきますと13名おります。割合にして6年生の8%が所有していることとなります。中学生では、合わせまして74名、割合で14%となっております。中学3年生だけで見ますと42名、24%にもものほります。高校生になると更に割合が大きくなりまして、多分90%を超えているものと思われまます。

小学生も中学生も学年が進むにつれて、所有する割合が大きくなっているというのが使用実態であります。

その次、2番目ですけれども、携帯電話の取扱いについて、学校での指導や保護者への協力依頼などはどのようになっているのかということですが。

携帯電話には大きな危険性がいっぱい潜んでおります。学校の教育活動で、携帯電話は全く必要ありません。

従いまして、中学校では学校への持ち込みを禁止しております。もし、違反をして持ってきた場合には、学校で預かりまして、保護者に学校へ来ていただき、事実関係などをお話した上で保護者の方にお返しするようにしております。小学校におきましても、中学校とほぼ同じような対応をとっております。

なお、各学校では、警察や携帯電話会社から講師を招きまして、携帯電話の問題点や危険性、安全安心な使い方、ルールやマナーなどについて、児童生徒や保護者に対し、話し合いや研修会を開催して理解を深めているところであります。

3番目ですけれども、今後の指導方針についてであります。

先ほど言われましたように、ネットいじめや出会い系サイトの被害など、子供の携帯電話利用によるトラブルが全国的に急増し、大きな社会問題となっております。

石川県では、6月に「いしかわ子ども総合

条例」が改正され、平成22年1月1日から施行されます。県の教育委員会からは、条例改正の趣旨とともに、携帯電話の持つ危険性とその安全対策について、周知啓発を図るために保護者向けのリーフレットが既に配布されました。

県PTA連合会におきましても、「小中学生には、原則携帯電話を持たせない」との方向で活動を強めております。

町の教育委員会といたしましては、県内の他の市町における取組みなどとも歩調を合わせながら、町PTA連合会の皆さん方と連携を密にして、具体的な対応を検討しようということで話し合いを進め始めたところであります。

子供の実態、先生方や保護者の考え、地域の状況などを踏まえまして、適切で実効性のある方策を決定し、来年の条例施行に合わせて実施できるよう、精力的に取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（藤本一義議員） 諏訪良一議員

○3番（諏訪良一議員） いま、お聞きしますと、所持率が低いということが印象づけられたわけですが、この低いときこそ指導性が先行しなければ、あとで追うような形になってくると、なかなか結果的にはいい成果がでてこないのではなからうかと思っております。

県条例にあわせて、22年1月から相当しっかりした形でこの問題に取り組んでいただきたいと思ひまして質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） 今回も質問をさせていただきます。

まず、通告書の順番を入れ替えて質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

私は、町の施設で、備品として使用していた中古品の部品を町民の皆さんに公開し、買っていただき、その中古品の整理をしたらど

うかという質問をしたいと思ひます。

私も現実に見ましたけれども、鳥屋・鹿島・鹿西の各庁舎、それに学校等にもいくらかあったことを確認いたしております。もし、こんな状況を町民の方が見ましたら、見苦しく、疑問に思う人もいると思ひます。町の所有施設にどれだけあるか詳しくは分かりませんが、このような中古備品の管理は、当然、備品台帳に登録してあると思ひます。

改めまして、この中古の備品など、各公共施設にあるもの全てをどのように管理をされているのか。もう一つは、その中古備品はいつまで町が管理保存するのか。

私は、合併して5年、そろそろ町民の皆さんが納得していただけるような形で処分をしてもいいのではないかと思ひますがいかがでしょうか。処分をするといっても、当局にしてみると難しい点もいろいろあると思ひます。例えば、椅子や机、ほか諸々の物に対しての価格の設定やその販売のPRの仕方などがあると思ひます。中古の備品を有効に活用して利用してもらうか、それとも何もせず、いつまでも処分をせずにいるのがいいのか、どちらかを考えていただきたいと思ひます。この件について、杉本町長はどのように考えるかご答弁ください。よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の質問にお答えいたします。

当町の公的施設に未使用として所有している備品の管理の整理は完全かとのご質問にお答えいたします。

備品の管理は、所管毎に備品台帳を備え、備品の購入、廃棄処分の際は都度、台帳への搭載、削除をすることにより管理を行っております。

平成18年度に全施設を対象に、合併に伴って移動した備品の整理を行い、全ての備品について台帳への搭載を行っております。

次に、未使用の備品等を有効活用すること

を考えてみてはどうかとの質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、合併以後、保育士を除く一般職員の採用を控えております。事業用の机は52台、椅子34脚が未使用の状況にあります。また、応接用備品についても未使用のものが存在しております。これらの備品については使用価値があり、今後も保管管理をしていくもの、不要で廃棄処分をしなければならないものも存在しております。

また、教育委員会所管の学校備品につきましても、老朽化や破損、規格変更などにより廃棄処分をしなければならないものもあります。

これらの不要なものについては、廃棄手数料も生じますので希望者に引き取ってもらうなどの対応をとっていきたいと考えておりますが、議員の提言につきましても、今後、中学校の統合、あるいはその他の公共施設の整理統合を検討していく中で、余剰の備品については、オークションという考え方も念頭におきながら備品の適性管理を図っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） ただ今の質問に対しての答弁をいただきました。この辺は、一つよろしく願いいたします。

次にお聞きいたしますのは、全国統一学力テストについてお聞きいたします。

この制度の名称は、正式には「全国学力・学習状況調査」というようで、学力のテストだけではなく、日常生活における指針も含んでいると聞いております。対象は中学3年生と小学校6年生であります。この学力テストについては、平成19年4月に第1回目を実施され、今年で3回目となります。今年4月に実施されましたが、その結果はどうだったのでしょうか。

この町は、昔から「教育の町」と言われて

おりまして、過去にも優秀なる人材が生まれており、私たちは誇りに思うとともに尊敬もいたしております。

そこで、今回実施されましたテストの結果はどのようであったか。石川県の評価やランク、そして中能登町のランクは全国的にみてどうであったかお聞きしたいと思います。

引き続き、関連がございますので、学力テストに関しては日本中で賛否両論があるようがございますが、池島教育長はどのようにこの件を思っておいでになるか、感じたことをご答弁していただきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 ただ今ご質問をいただきました、全国学力・学習状況調査の結果についてお答えいたします。

先ほど言われましたように、今年度で3回目となりました。この調査は小学校6年生の国語と算数、中学校3年生の国語と数学を対象科目として、知識に関する問題、活用に関する問題、あわせまして学習環境や生活習慣に関するものが中心となっております。テレビや新聞などでも詳しく取り上げられ、全国的に大きな話題となりました。

まず1番目は、結果についてですが、石川県の成績は、小学校6年と中学校3年、国語と算数、数学、知識と活用、合わせて8種類のテストを実施したわけですが、全てにおきまして3年連続で全国平均を上回り、順位も4位から7位の間と、全国の上位に位置しております。

一方、中能登町の成績はどうだったのかということですが、平均正答率で見ますと、小学校では、国語の知識問題だけが県平均を1ポイント下がっていたほかは、全て県平均を上回っております。昨年度に比べ着実に向上しております。

また、中学校では、全てのテストにおきまして県平均を大幅に上回っている状況であります。特に際だっているのは、中学3年の数

学の活用問題であります。少し数字をあげますと、全国平均が56.9、石川県の平均が61.9、中能登町はなんと69.6という結果でありました。町内の中学生は極めて優秀で、よく頑張ってくれたなと喜んでおります。国語も数学も能登地区はもちろんのこと、県下でもトップクラス、ひょっとしたらトップなのかなといった期待さえ持っております。

これは、先ほどおっしゃいましたように、教育熱心な地域性に加え、町内に勤務されている先生方の熱心できめ細かな指導や中学生のまじめな頑張りの成果であり、中能登町の誇りであると思っております。

次に、学力テストのあり方についてのご質問でありました。

学力調査を毎年、全国一斉に実施することにつきまして、賛否両論があることは確かです。

否定的な考えの主な理由として、過度の競争や学校の序列化、ランク付けにつながるのではないかと。結果が本当に日々の授業改善に活かされているのか。出題傾向を意識した「学力調査対策」の授業になるのではないかと。「学力調査の成績が全てである」といった風潮が高まらないか。国の経費面から考えて抽出校による実施でも十分ではないか。などがあげられております。

しかし、これまでに市町村単位や学校単位の結果発表は行っておりませんし、序列化や過度の競争による弊害も生じておりません。抽出校による学力調査では、自分の学校の学習活動に対して有効に活かすことはできません。

町内の学校では、調査結果を真剣に受け止めて、しっかりと分析を行い、指導改善に活かしております。期待どおりの効果をあげております。

今後も学力調査を1年間の教育活動を振り返る大切な機会と位置付けまして、積極的に有効活用を図っていきたいと考えております。

全国学力調査というのは、極めて重要かつ有効なものとして継続実施を強く望んでおります。

○議長（藤本一義議員） 甲部昭夫議員

○7番（甲部昭夫議員） ただ今、池島教育長の答弁をお聞きいたしました。立派な子供さんであるということは、本当に誇りに思うことであります。今後も教育長の指導のもと、立派な人材をつくっていただいて、この中能登町の子供たちは立派だといわれるような方向にもっていただければ幸いかなと思っております。今後は期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 続いて、20番 杉本平治議員

〔20番（杉本平治議員）登壇〕

○20番（杉本平治議員） それでは、質問をさせていただきます。

通告順に従って行いたいと思います。

1番初めに、この中能登町が福祉の町として評価される自治体づくりを是非とも行っていただきたい。私は、そう願う次第であります。

よく新聞等でも、また議員間の中でも、口ぐせのように出るのは「福祉の町、川北町」という言葉が飛び出します。私は、中能登町もそのように評価されるように、是非ともお願いしたいと思います。

まず初めに、私は少子化という中で、福祉を充実する、子供さん方に対する問題点に取り組んでいく必要があるのではないかと願う次第であります。

先般行われました羽咋市の市議会の選挙の中で、こういうことが問題点となって選挙戦の中で論議されたということを聞いております。

平成21年度4月現在で、羽咋市の人口は2万3,595人です。前年度からみれば283人の減であります。中能登町は1万8,596人。前年度比57人です。私は、

この人口の形態を言うのではなく、そういう中におきまして、人口が減少するにも拘わらず、今年度の羽咋市の新1年生は171人。中能登町は人口が少ないにも拘わらず182人。こういう数字が出ているわけでありまして。と申しますのは、中能登町が少子化対策という中で、今日まで保育所、また学校の設備等に大きなウエイトを置いて行ってきたまちづくりが表れているのではないかと思うわけでありまして。そういう観点上、是非とも町長にお願いしたいのは、今回の議案第41号で条例改正案が出ております。この条例改正案を一時的ではなく、恒久的に行うことを求め、それが新たな中能登町の少子化対策として効果が出てくるのではないかと思うわけでありまして。

2点目といたしまして、私は高齢者問題について是非とも触れたいと思います。これも川北町は来年の1月から75歳以上の高齢者医療を無料化するということを発表いたしました。常にこの点についても新聞等では何かと話題になりまして、これが記事になって出ております。今度の衆議院選挙の中でも、各党のマニフェストに書かれているのは、やはり高齢者問題が大きな課題となり、それについて、いま政権が代わろうとしています、この問題点についても積極的に取り組んでいくということが考えられます。中能登町におきましても、川北町に続いて、高齢者の医療制度の前進を是非とも望むわけでありまして。

東京都の日の出町、石川県の川北町、長野県原村等、こういう政策を実施しているわけでありまして。是非とも、この点についても前向きな積極的な答弁を町長に求めたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 杉本議員の質問にお答えいたします。

「少子化対策について独自の政策を考えることを求める」との議員のご提案について、

先日の質疑におきましてもお答えさせていただきましたように「出産育児一時金」の引き上げの恒久化につきましては、年間の出生者数約150人の内、国民健康保険に加入している、およそ1割の方のみが対象になります。少し数字を言いますと、平成18年が12人、19年が13人、20年が16人、21年が11人といった数字でございます。これを見ますと、他の医療保険に加入している方々が不利益を被ることになるのではないかと思います。不平等にならないように、これからまた考えてまいりたいと思っております。

それでは、町における少子化対策について述べさせていただきます。

まず、出産祝金においては、第1子目から10万円を支給しており、以後1子増えるごとに10万円ずつアップし、第5子目以降50万円を支給しております。

また、乳幼児・児童及び生徒療育医療費としても、自己負担なしで中学校卒業までにかかった医療費の全額を支給しております。

更に、児童生徒に対する施策としても、入学祝金、各種大会の派遣費用、修学旅行、卒業アルバム等の補助金など、他の市町に見られない、非常に手厚い施策を実施しており、県下でも誇れるものではないかと思っております。

こうした様々な施策の効果といたしまして、中能登町における出生の状況を千人あたりの出生数で見ますと、平成19年においては、石川県では8.9、能登地区全体で6.4、中能登町では7.6と、経年的にみましても大きく減少することなく安定した出生の状況であり、能登地区の中では大変良い状況ではないかと思っております。

また、人口におきましても、能登地区においては減少率が少ない自治体でもあります。

このような状況の中、少子化施策についてはどのようなものが良いのか近隣の市町の動向等を見極め、議員の皆様方と相談しながら

進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、高齢者対策についての質問ですが、75歳以上の医療費の無料化につきましては、今年の4月より東京都の日の出町が実施され、また県内の川北町におきましても平成22年1月より実施されます。

いずれの自治体も対象となる高齢者の方は、総人口の約10%から12%の方々と報道されております。

また、その財源につきましても、固定資産税等の財源が豊かな自治体だと聞いておりますが、対象者の増大に伴う財源の確保が今後問題になっていくと思われれます。

一方、中能登町の対象者は約16%と高い比率であります。昨年度の後期高齢者医療給付費の実績より自己負担額を試算した場合、1年間に約2億7,200万円の財源が必要とされます。

しかしながら、それよりも医療費の適性化を図ることが先決かと思っております。

年々かさむ1人あたりの医療費と、これから先には団塊の世代が対象年齢に到達することによる対象者の増大により、さらに医療費の増大が見込まれます。

高齢者の方々には、安心して医療を受けることができるように、今一度、長寿医療制度の「支え合い」の仕組みを認識していただくことが大切ではないかと思っております。

そして、これから先、高齢者医療の無料化については、他の自治体の取組みの状況や財源の将来を予測して、議員の皆様方と協議をしながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） ただ今、答弁をいただきました。

具体的に前向きな答弁ではなかったわけですが、私は中学生までの医療費を無料化した時点を考えてみますと、中能登町は県内にお

いても、早く川北町に次いで行った。私は、その時にもこの財源等については心配される面があったかと思えます。だが、それに踏み込んだことによりまして、周辺の町から子供さんを抱えた若い方々が「住むのなら中能登町に生活をしたい」という声が出ているということだけ発言しておきたいと思えます。

次、2点目に入りたいと思えます。介護保険の現状とあり方についてであります。この点につきましては、6月議会でも取り上げました。再度、この点について取り上げたのは、町長がその時に、私の質問に次のように答えているのであります。

介護保険法の理念は、「家族による介護から社会による介護」へ。つまり、介護が必要な人が家族がいなくてもみんなの問題として考えていく。それが介護保険の趣旨、理念だということを町長は答弁の冒頭で言っております。私もこの町長の答弁に同意するものであります。そういう意味合いで介護保険法が作られたのであります。

その時の6月議会に続いて私が質問するのは、6月議会の答弁では、介護保険は4月から認定の見直しの改正によって軽度に認定される度合いが、1次判定で傾向が強いので、2次判定で状態を見極めるようにしていく。軽度の判定を再調査するという答弁を担当課長からいただきました。その時に担当課長は、具体的に数字をあげまして、やはり軽度に認定される数が多いということ答弁で述べられました。それで、再度お聞きしますが、8月末で判定区分に、従来から見て軽度に判定が出された件数の報告を願いたいと思えます。

6月の質疑の中に、私はこの点について聞いた中にありますが、新規の認定と継続された認定との違いがその時に報告されました。継続された介護者の認定については、従来の認定を大体そのまま守っていきたいという答弁でありました。そういうことを頭に置きまして、8月末現在で、軽度に認定されたとい

うことについて、現在どのようになっているのか、その点について報告を求めたいと思います。

2点目として、9月2日付けの新聞等のデータによりますと、介護サービスが必要ではないと判断された人は、4月の改正前からみれば2倍になっているという記事が大きく出ていました。そういう中で、改めて厚生労働省は、10月より身心状況に関する調査を従来の74項目から内、43項目の認定方法を再度見直すということに変更いたしました。この事実をみても分かるように、従来の4月以前の調査項目の基準に戻ったということが言われると思うのです。私は、その新聞記事を読んでおまして、昔の諺に「朝令暮改」という言葉があります。朝に法律をつくって夕方にその法律を改正する。私は、こういう今日の国民を惑わす介護保険の条例改正というものは、これは厳しく改めなければいけない。

当然、次期国会の中で、この問題が大きく取り上げられると思うわけですが、これでは益々認定基準が混乱するばかりでありまして、現場の担当者にとっても、大変この点については困惑されているのではないかと思うわけでありまして、それでお聞きしますが、この再改定で従来の認定者と新たな認定者との認定の差が出てくるといことが生じないのかどうか。10月から改正されるという中で、差が出てくるといことがあるのか、ないのか。2点目に、この点について答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 要介護認定者についてですが、平成21年8月現在で927人で、4月の908人より19人の増加になっております。

4月からの要介護認定の見直し後の状況についてですが、4月1日以降受付分で4月30日から8月27日までの審査会での判定件数の総数は401件で、その内、更新にかかる件数は299件であります。

前回認定との比較ですが、299件の内、前回認定と同等の判定された方が150件、これは約50.1%であります。軽度と判定された方が68件、22.7%であります。その内、前回認定と同じ区分で認定を行う経過措置適用が53件あります。

また、重度と判定された方が81件、27.1%になります。その内、経過措置適用が18件であります。

新規の申請件数は85件であり、判定状況は非該当が12件、要支援1が32件、要支援2が6件、要介護1が13件、要介護2が8件、要介護3が6件、要介護4が5件、要介護5が3件でありました。

コンピュータによる1次判定では、軽度に判定される傾向にありますが、審査会委員による2次判定においては、主治医の意見書や認定調査員が作成する調査票により、状況をよく見極め、要介護状況区分の判定を行っており、21件、24.7%が1次判定より重度と判定され、59件、69.4%が同等、5件、5.9%が軽度と判定されています。

国は、平成21年4月からの要介護認定の見直しに対し、専門家や利用者・家族の代表者等からなる、厚生労働省の検討会で検証を行い、認定調査の方法を更に見直しをすることといたしました。

具体的には、日頃の状態をより重視することや一部の調査項目の判断基準が見直され、この新しい方法は、10月1日以降に申請された方から適用されます。

これによりまして、9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月以降に申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されることとなります。

なお、4月から9月の間に新規に要介護認定申請を行った方は、判定結果が申請者の実情と一致していないと思われる場合は、有効期限の終了前であっても、区分変更申請を行

うことができます。

町といたしましては、今後も利用者が不安を招くことがないように、利用者に対して丁寧な説明や認定調査について万全を期してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） 答弁の中にも数字が出ておりますように、軽度に認定された方が22.1%を占めているということ。私は、こういう全体の町民の方と接点を持っておりませんが、一部の障害者の方々と接点を持っておりますと、やはり、介護保険の制度の中で大きな不安を生じておられる方が多いということについて一言触れておきたいと思えます。

それでは、次の質問に入りたいと思えます。

私の質問の時間は1時間でございます。どうも町長の答弁時間が私の質問より倍も長いように思いますので、私の質問も簡潔にしますが、町長も重点だけを述べていただきたいと思えます。

中小企業支援策についてでございます。2009年6月時点で、石川県の自治体のデータが新聞等で発表されておりました。その中で、2009年4月1日現在で、石川県内では5市町村がこの中小企業支援策についての登録制度、「小規模工事希望者登録制度」というものを策定して、中能登町もそれに入っているわけでありませう。

小規模でございますから限度額は50万円未満でございます。いまの不況の中で、前回も3億6,000万円の地域活性化資金が交付税として国からきましたように、私は、町内の小規模工事希望者等に、是非とも中能登町として積極的に受注をしていただきたいと思えます。

前段にこれを述べまして、平成18年度の1カ年でどのように登録された方々に発注されているのか、件数を述べていただきたいと思えます。

また、先ほども申しましたように、地域活性化経済基金対策臨時交付金の趣旨等に基づきますと、町内の中小企業の支援に適用される項目が多くあるわけでありませう。私は、町の企業が益々発展するように、町は積極的に中小企業の振興に努めていただきたいことを要望いたしまして、この点についての答弁を求めたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 小規模工事希望等登録制度の実施は、中能登町において具体的に稼働し、業者から喜ばれているのか、対象業者への周知の方法と登録者数の報告とのご質問にお答えします。

現在の登録は19業者で、この制度による対象となる契約は、予定価格が50万円未満の小規模工事等となっております。

町としてどのような周知方法をとっているのかということでございますが、この制度につきましては、平成17年11月1日から施行しております。現在は改めて周知は行っておりませんが、広報等により制度の周知を図っていきたくて考えております。

町といたしましては、今後とも、できるだけ町内の小規模業者の受注機会を確保するように努めてまいりたいと思っております。先ほど、平成18年と言われましたけれども、20年度の発注件数がありますので言います。20年度の発注件数は165件で、発注金額は437万円となっております。平均発注額は1件あたり2万6,500円ということになります。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番（杉本平治議員） それでは、再度お尋ねしますが、いま地域活性化経済危機対策臨時交付金3億6,200万円がきたわけでありませう。議会の中にも、この用途について具体的に件数、何に使うか、種目等を発表されました。私は、それらを見ますと、50万円という一つの金額の中で、利用できる登録者の中小企業の方々も参入できるものがあると思

うのです。20年度で165件、金額にしますと437万円、1業者2万6,500円です。1業者50万円までがこの制度の最高限度額であります。私は、積極的にこの門戸を広げていく必要があるのではないかと思います。せめて2万6,500円というのにゼロを一つ加えて26万5,000円ぐらいになるように、この町内の業者の方々に町として温かい手を差し伸べていただきたい。それが必ず町の振興に跳ね返ってくると思います。石川県内におきましても、羽咋市も50万円、津幡町も50万円です。私は、輪島市が130万円ということになっておりますが、これらにつきましても、この50万円というものが適切かどうかということについては、再度、行政の方に考えていただきたい。そして、積極的にこの制度を周知して皆さん方に町の入札に参加されるようにPRをしていただきたいと思ひます。

次、地震マップについてお尋ねいたします。国交省は2008年度までに完備する目標があるということが先般の新聞等に出ておりました。これにつきましても、能登半島地震で被害を受けた中能登町は、このマップの作成についてはどのようになっているのか。この点についてでございます。これからも地震というもの、それに基づく災害というものは起きてくると思うのです。地震マップは洪水や土砂崩れなど災害の種類ごとに作られるものでありまして、自治体の危機管理体制が問われると私は思うのです。予想外の地震に対する備え、予想外の災害に対する備えは必要ではないかと思うのです。お聞きいたしますのは、中能登町のマップの現状はどのようになっているのか。進んでいるのかどうか。また、危機管理体制というものが中能登町の行政の中に、一部門として作られるということになっているのかどうか。また安心して住民の方々にそれらをPRできるということが、どうできているのか。この点について答弁を求めたいと思ひます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 地震マップとは、大地震発生の時に揺れや危険度を想定したマップのことです。県内では金沢市と小松市、珠洲市が策定済みで、全国でも59%の市町村が未作成であることは8月14日付けの新聞でも報道されております。

中能登町においては、現在のところ未策定ではありますが、町民に危険度を認識していただくことが重要であるため、能登半島地震後、地震防災マップの作成に向け、数回にわたり打ち合わせを行い検討しているところであります。

しかしながら、一つには地質調査やボーリング調査で現される地盤の軟弱地の対応が課題となり、それによる耐震改修や地盤改良、土地の評価等にも影響を及ぼすことが考えられます。

そういったことからマップ作成にあたっては、いろいろな課題を協議し、その他の洪水、土砂災害マップとの整合性、整理等も踏まえ、慎重に作成を進めていきたいと考えております。

次に、防災マップの作成及び周知についてでございますが、平成18年度には県で作成いたしました土砂災害防災マップを全戸に配布し、平成20年度には、能登半島地震を踏まえた地震・火災・土砂災害に対応した総合型の防災マップを作成し、全世帯に配布しております。

また、今年度は二宮川洪水ハザードマップが完成しており、二宮川流域の各世帯に配布を行い、周知する予定であります。

今後も、防災上の情報につきましては、町民に対し、きめ細かな情報を提供し周知してまいりたいと思ひますし、いざ地震や大雨、あるいは大きな災害にあったときには、役場の危機管理が私を本部長として各参事、各課長の体制も整っております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番(杉本平治議員) 地震マップについては、具体的に中能登町はまだ作成していないというのですが、なぜに作成されていないのか。この点について町長はボーリング等、いろんな地質調査が具体的にまだできていないということを言われておりますが、それは一つの言い訳だと思います。

私、旧鹿西町のときに体験したのは、能登部下の宮川の横にある山林は全部保安林であります。県が土砂災害を考慮して、土砂が流れないように県が工事を行っています。それが大雨で、県がせっかく行ったコンクリートの壁面が、人家へ飛び込んで1の方が死亡されたということがありました。丁度、3町の鹿西振興協議会がありまして、鳥屋庁舎におきまして、中西知事が出席しましたので、「この災害は県の責任である。県が工事をした。それが洪水によって剥がれて、コンクリートが人家へ飛び込んで1人が死亡された」そういうことを知事に発言しました。知事は大変申し訳ないということで謝っておられましたが、私はこういうことを考えますと、土砂災害、また河川の災害、それに地震、これについては早急に現状というものを明確に把握して行く。それは、一つにはボーリングの調査も必要かもわかりませんが、大体いままでの経験上、そういう点は多分、担当課長さん方は知っておられると思うのです。そういうことにつきましては、早急に、大雨が続いたらきちんと連絡をするシステムを作る必要があろうかと思うわけであります。

危機管理体制、民主党もいまの政府をつくったら、危機管理制度を発揮するという部門を作るということを言っておりますが、私はやはり中能登町におきまして、まさかの場合の危機管理体制というものをきちんと作って、地域の区長さん、またいろんな方々を網羅したものを町民の皆さん方に知ってもらうことが大切で、大事ではないかと思うわけあります。

石川県内におきまして、小松市と金沢市と珠洲市がマップを作ったということでありませう。なぜに中能登町にはマップができないのか。町長は先般の質疑の中で、財政的に中能登町は周辺の町からみれば、現在は恵まれた町になっているということを言われました。財調も60億円あるということを言われましたが、私はそういう一つの町の中におきまして、やはり町民の安心の暮らしを守ることが行政に与えられた務めだと思うのです。ひとつ、中能登町も積極的に小松、珠洲、金沢に引き続いて地震マップを作って、防災に安心できるまちづくりを行っていただきたいということを要望して次の質問に移りたいと思います。

次は、統合中学校の建設に向けてでございます。

先般、統合中学校の建設予定地につきましては、地域の方々と懇談をしたということが新聞に載っております。また、この問題につきましても、甲部議員からも質問が寄せられております。私は、こういう点につきまして、4点にわたって教育長に答弁を求めたいと思います。

まず初めに、いま教育に求めるものは、私は次のように考えております。

「人の心を思いやることができる人間教育を中能登町の統合中学校が大切にしていこう」そういう学校づくりを考えていただきたい。少数のエリート育成教育が取りざたされておりますが、これは教育界におきましても、弊害があるということがよく指摘されております。学力テストによる教育において、東京都でも差別化が広がっております。気のつかないままに学校教育に差別化が導入されたら大きな損失になるかと思うわけであります。

例えば、東京都では、できない子供は学力テストの日には欠席を勧めたとか、先生が教室を回り学力テストの問答と課題について、あんに鉛筆等で指図したとか、テストの結果

を上げるためにいろんなことが全国で起きていると思うのです。私は、教育というのは、常に人間教育、人の心を思いやることができる、人の心の苦しみが共有できる人間形成が教育に求められていると思います。特に今の時代においては、そういうことが子供のときから求められ、教育されることが大切ではないかと常日頃思っているわけでありまして。こういう私の見解について、教育長はどのように考えているのか答弁を求めたいと思います。

2番目に、新しい中学校建設に向けて、教育委員会として設計等を含めて論議がどのように進んでいるか。なぜこういう質問をしたかといいますと、鹿西小学校が以前の町長さんが金沢のある業者に設計を依頼したんです。設計ができ上がった時点で、県の教育委員会か文部省か知りませんが、「この設計では新しいアメリカ型の教育は受けられない」ということで、「学習広場をつくりなさい」ということを指摘されまして、急遽、設計変更になったことを覚えております。私は、そういうことではなく、現場の先生方が統合中学校について、新しい学校についてどういうことが必要なのか、教育長を中心にして是非とも現場の先生方も含めて学校建設に取り組んでいただきたいと考えております。

3番目に、中学校建設に必要な用地面積を全体でどのくらい予定をされているのか。また、調整池というものが学校教育の施設についても必要なのかどうか。この点についてもお伺いしたいと思います。

4番目に、いま想定される用地につきましては、全部が水田であります。埋め立てをいたしますと、表面水量が変わることが想定されます。周辺の水田の用排水に支障がでてくることが無いのかどうか。この4点について答弁を求めたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど杉本議員の方から教育の本質に迫るような問題、そして統合中

学校建設に関わるいくつかの問題がなされました。私の思っていることについて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1番目、統合中学校の教育目標に関わるような問題であったかと思えます。

私たちは、統合中学校は町の発展を願う、そういう生徒を育む教育の拠点であると思っています。「ふるさとに愛着と誇りを持って、将来を夢見て未来を切り拓いていくチャレンジ精神に満ちた生徒の育成」に全力をあげていきたいなと思っています。

もちろん基本は、「優れた知性」「豊かな人間性」「健やかでたくましい体」のバランスの取れた人間形成であります。

具体的には、学習活動と生徒会活動、そして部活動の3本柱を中心に質の高い教育活動を展開して、真に「生きる力」を育む中学校を目指していきたいと思っています。

こういった目標と併わせまして、町民の皆様方が統合中学校にかけるいろんな思い、期待、夢といったものをかなえてくれる能力とパワーとエネルギーを秘めた底力のある生徒になってほしいなと願っておりますし、いまほど言われましたいろんなことが教育のベースになるような学校になってほしいなというように思っています。

もちろん、心の通った人間関係、一人一人を大切にす気持ち、個に応じたきめ細かな配慮や指導、先生方のチームワーク、そしてこの子らを何とかしてやりたいといった教育に対する熱い思いといったものがなければ、どれだけ目標を掲げても良くなっていきません。ガジガジの管理体制だけでは子供の心に寄り添った教育はできません。先生方が愛情を持って子供たちと接し、親身になって面倒をみてやること、子供たちの心をしっかりと掴んで夢中にさせて、子供たちと一緒に夢を追う教育活動を展開することこそ理想の姿であって、中能登町の学校教育の基本理念だなというように思っています。

もちろん、500人を超える生徒たちです。毎日、みんなが元気いっぱいということは考えられません。心配ごとを抱えている生徒もおります。学校へなかなか足が向かない生徒も出てきます。時には過ちを犯す生徒、トラブルを起こす生徒、またいろんな支援を必要とする生徒、体調不十分の生徒、思うように勉強が進まない、やる気が出ないというような生徒も出てきます。こういった生徒に親身になって心の通う温い教育の手を差し伸べなければならないと思っているのは当然のことです。人として、学校として、教育者として、基本的に当然のこと、当たり前のこと、もっとも大事なこと、こういったことが日常行われて、はじめて輝かしい成果をあげることができるんだなというようなことを信じております。みんなで新しい学校を育ててもらいたいなと思っております。

2つ目ですけれども、校舎の設計等に具体的な要望を教育委員会として論議をしているのかというご質問がありました。以前の小学校の建設に関わった例等もあげられて、ご質問をいただきました。

統合中学校建設委員会では、統合中学校の目指すものということで、多方面から協議を重ね、統合中学校建設の5つの基本方針としてまとめまして、それを基本構想の策定に活かしてまいりました。

基本方針の5つというのは、1番目、町民が誇れる町のシンボルとなる学校づくり。2つ目、新たな教育制度に対応できる学校づくり。3つ目は、ゆとりと潤い溢れる学校づくり。4つ目が地域と共に歩む学校づくり。5つ目が環境にやさしく災害時に対応できる学校づくり。というようなものであります。

お陰様で、建設場所も決定させていただきましたので、今後は地権者の皆様方のご理解をいただいて用地買収に全力をあげていきたいなと思っておりますし、あわせて基本設計や実施設計を進めていく中で、学校の教育目標

や求められる教育活動を目指すために、どのような校舎の構造にするべきか。町の中心ということで、統合中学校にどのような機能を持たせていけばいいのか。学校開放や生涯学習にも寄与するには、どのような仕組みを持たせればいいのかなどにつきましても、教育委員会や建設委員会で更に議論を進めながら具体化していきたいなというように思っております。

それから3番目、敷地面積や調整池の問題についてのお尋ねであります。

敷地面積は、6ha強の面積を予定しております。これが実現しますと、県内の中学校でも最も広い敷地を持つ中学校の一つになると考えられます。

また、調整池の問題につきましては、都市計画法の一部改正により、これまで開発許可が不要だとされていた学校施設につきましても、開発許可を要することとなりました。

このため、今後、敷地造成計画の中で、関係機関と協議して調整池を設定していくことになると思います。

最後、4番目ですけれども、周辺水田への影響などについての問題でありました。この統合中学校の敷地の上流部では、これまでに排水不良によりまして敷地の冠水や浸水が何度か起きております。

従いまして、統合中学校を建設するに当たりましては、敷地に隣接する第8号排水路の改修も含めまして、排水計画の検討が是非必要と思われまます。

なお、周辺の水田への影響についてですが、統合中学校建設予定敷地内には、上流から受ける大きな排水路はなく、8号排水路ないしは長曾川に直接的に排水できるようになっておりますので、周辺水田への排水の支障はほとんど無いと考えております。

○議長（藤本一義議員） 杉本平治議員

○20番(杉本平治議員) 残り時間が少なくなりましたが、最後に統合中学校の建設に向

けて、まとめとして私の思っていることを発言したいと思います。

私も小学校、その時は中学校というものはありませんでした。尋常小学校の高等科ということで卒業したわけでありまして。小学校6年、高等科2年、能登部には特殊科というものがありませんでした。そういう教育パターンでありましたが、私はいま、小学校が6年、中学校が3年、計9年が一つの義務教育として行われているわけでありまして。人生80年の時代に、9年の学業、知力、そういうものを評価して、そしてその人間を差別するというものについてはいかなるものかと考えるわけでありまして。人間は変化をするものであります。成人になって、どんどんどんどん伸びる方もおられます。高校へ行って伸びる方もおられます。私はそういうことを考えますと、今日の教育の中で、教育長にお願いしたいのは、型にはまった人間づくりではなく、社会の動きに対応できる幅の広い、そういう子供をつくっていただきたい。そのようにお願いしておきたいと思っております。

よく、諺にあります。「人間が死んで初めてその人の評価ができるんだ」ということをよく言われます。私もそういうことをいつも肝に銘じているわけでありまして。私は現在、議員として活動していますが、何かあった時にどういう評価をくだしてくれるかな、そういうことを常に心の中に受け止めて、私は議員活動を今日まで行ってまいりました。教育長にお願いしたいのは、6年、3年、9年間の義務教育の中で、子供さんに差別をするような、そういう学校づくりでなく、長い年月を踏まえた教育を考えていただきたい。このことを最後にお願いいたしまして、6月議会にあたりましての質問を終わりたいと思っております。どうも有り難うございました。

○議長(藤本一義議員) ここで、昼食のため、暫時休憩とします。

再開は、午後1時とします。

午前11時37分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(藤本一義議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで一般質問、答弁で訂正の申し出がありますので、これを許します。

池島教育長

○池島憲雄教育長 午前中の諏訪議員からのご質問の答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

町内の小学生が持っている携帯電話の数ですけれども、41台と言いましたが、実際は50台であります。50台、5%が正しい数字であります。お詫びをして訂正させていただきます。どうもすみませんでした。

○議長(藤本一義議員) 20番 杉本平治議員

○20番(杉本平治議員) 午前中の私の一般質問の中で、6月議会という発言が多く出ておりました。正確には9月議会ということで訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(藤本一義議員) それでは、質問を続けます。16番 坂井幸雄議員

[16番(坂井幸雄議員)登壇]

○16番(坂井幸雄議員) グラウンド整備も整いまして、いよいよ試合開始でございます。13日には、イチロー選手が史上初の9年連続200本安打、またその以前には2,000本安打ということでありまして、その200本目の安打は内野安打でございます。私の質問は内野ゴロかと思っておりますので、執行部側、20人体制でございますので、しっかり受け止めて軽くあしらってください。よろしくお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

中能登町の「道の駅」の計画案についてでございます。昨日の夕刊では、小松市の道の駅、国道8号線に蓮代寺インターの隣接地に小松の食と農をつくる館が起工されております。

す。こう見ますと、政権が交代前の起工式でございまして、さすがやる気十分だと思います。民主党の一川議員も臨席していたということでございまして、この計画は進んでいくと思います。9月の日に諏訪議員さんの質疑にもありましたが、地域活性化経済対策臨時交付金事業、町では第2要請でありましたが、中能登町道の駅基本構想策定業務300万円を要望されております。これを採択されると確信しております。

いま、政権が交代しようとしております。地域の主権があげられる中で、今後、基礎自治体における影響について期待と不安がありますが、地元振興策の努力ということで、この事業を申請しているわけだと思います。先の先の話であります、期待を込めて事業の概要並びに諸説明をお願いしたいと思います。

その1点目でございますが、国道159号線の沿線かと思えます。場所について問うわけではございません。いろいろと差し障りがあるかと思えますので、開設の計画はいつ頃なのかお聞かせ願いたいということと、道の駅には3つの機能がございまして。地域振興施設の併用が可能だと思うのですが、その点、地域振興策の一環としてだと思っております、それについてどうなのかということ。

また、事業主体はどうなっているかということでございますが、道の駅には基本機能タイプ、または付帯機能拡充タイプの選択で、その事業体が代わるわけでございますが、どのような事業体を望んでおられるかお聞かせ願いたいと思います。

また、運営管理は、参加者の中から選ばれるのか町がなるのか、どのような思いを描いているかお聞かせ願いたいと思います。

それと、JA能登わかばとの連帯の関係についてどのような思いがあるか、どのようなお話をしているか、先の先の話ですけれどもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の「道の駅」のご質問にお答えいたします。

私も、いま政権が代わっても、この制度は変わらないとそう信じて答弁をさせていただきます。

まず、道の駅関連の一般質問には、これまで3人の議員がお尋ねになられたかと思いません。

岩井議員からは、2年前の平成19年9月議会で、「地元の新鮮な野菜の販売場所が必要であり、道の駅建設ができないか」ということであったと思えます。

その次に、作間議員からは、平成20年12月議会で、「農水産物直売所の進捗について」という質問をいただきました。

そして、平成21年3月議会では、「商農工一体で、直売所の開設に向けた、近い将来の計画は」ということを、これは坂井議員でありましたし、それぞれ質問をいただきました。

最初の質問のときには、直売所を設置して維持していけるだけの生産体制の確立が先決でなかろうかと申し上げ、2度目の質問のときには、先進事例を視察し、その活気を目のあたりにして驚きと感動を覚え、地域振興のために行政と農協が一体となって、是非とも取組みたいという答弁をしたと思えます。

そして、私が描いた構想は、アルプラザ鹿島の向かい側に、新たに建設した町道に隣接する形で、中能登町の産業物産館的な要素をもった「複合施設」であり、その構想がいわゆる「道の駅」として整備してもらえるものなのか、県並びに国土交通省へ陳情にも行ってきたとも答えました。

また、その時点では、道の駅と言いましても、主たる施設は、農産物直売所と考えていましたから、道の駅を管轄する国交省との協議と並行して、直売所の管轄である農林水産省の補助事業も打診し、平成22年度に申請できるよう協議していく方向であることをお答えいたしました。

そして3度目の坂井議員の質問には、これまでの経緯を踏まえて、今年1月8日に直売所に関する講演会を開催し、講師として依頼した田中組合長と約100名の農家の方々に私の描いている構想について、お話をさせていただいたとお答えしました。

このように、一般質問のほか、今議会での質疑でも、道の駅についていろいろお尋ねになり、お答えしているところでもあります。

そこで今回、議員が1番目に尋ねた「道の駅」の概要についてであります。道路利用者のための「休憩機能」に加え、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「地域連携機能」の3つを併せ持つ施設であります。

当町において「道の駅」を整備することにより、通過している「人とモノ」を取り込み、町の観光拠点の一角を担う賑わいを創出し、当町の代表的な広告塔として、地域活性化の中核となる施設を目標にしたいと思います。

次に、開設の計画ということですが、今議会では基本構想策定業務委託料を認めていただいて、その基本構想を策定いただき、そのあと、それをたたき台として地域振興施設などの全体計画案が、それで適切であるか否かについて、議会の皆様方にご審議をお願いすることになります。

そして並行して、用地関連や測量設計、あるいは農業振興地域の除外、更には用地交渉等々、たくさんの課題を控えておりますので、正確には、いま何年と明言できない状況であることをご理解賜りたいと思います。

3番目の地域振興施設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、道の駅自身が多機能型休憩施設として必須でありますので、当町の場合は農産物即売施設や地場産業展示即売施設、郷土食コーナーなどの検討を進めていきたいと思っております。

次に、事業主体はどこかということですが、道の駅を設置する「中能登町」

であります。

次、5番目に、管理運営についてありますが、単独型の道の駅は、設置者である町が管理を行う規程といたしておりますが、経費もかかりますので、直売所関連の農協や商業・工業関連の団体とも今後協議をし、議会にお諮りしたいと思います。

次、6番目のJA能登わかばとの関係についてであります。

これまで、主たる施設は「直売所」と考えておりましたので、農協には連携というよりも、むしろ主体的・積極的な取り組みをお願いしたいと強調してきました。

町内の農協理事・監事の方々にも農業振興はもとより、地域活性化の中核施設として、一致協力して直売所を成功させましょうと提言もしてきたところでもあります。

また、6月27日には、ラピア鹿島で、第15回能登わかば農協総代会が開催された折には、私は、祝辞では直売所のことは直接触れなくて、式典のあと退席となりましたが、議案審議の中で、組合長は、これまでに町へ要望してきたこと、私の構想を代弁し、成功するための受け皿として、総代そして組合員の協力を強く求められたと伺っております。

ともあれ、創意工夫を活かして、中能登町の個性を豊かに演出する施設にしたいと思っておりますので、今後皆様方のご協力を更に賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 意欲的でございます。できるだけ政権が代わっても推進できることを期待しております。

それと併わせて、いま現在、国道159号線のおそらく久江地区だと思わなければならないけれども、あそこに休憩所がございます。大型トラックが一時仮眠やトイレに使用しています。

いま、物事が統廃合という時代でございますが、この施設は、大型トラックなどが入り

やすい場所でありますので、是非とも残るような要請を願いたいと思います。多分、残るだろうと思いますが、その点、ご所見をお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 国土交通省とは、今の久江にあるそれも含めて協議しているところがあります。まだ残るとか廃止になるとかは決まっていますし、これからの協議でございます。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 次に移ります。町内での携帯電話の不感地帯があるかどうかということでございますが、一部地域的にはあるそうでございますが、その他あるかどうかということでございます。先ほど、諏訪議員さんも携帯電話の善し悪しを問うておられます。使いようによっては、非常に便利なところもあります。いろいろとございますが、いい方面だけ取り入れていただきたいと思えます。

七尾鹿島広域圏のときに、圏内の地域の不感地帯のことをお聞きいたしました。といいますのは、一昨年七尾のゲリラ豪雨並びに今年1月の豪雪がございました。いろいろと野外でございまして、連絡がなかなか行き届かなかったということで、対応が遅れたということが報じられております。それで、野外では、突然の事故並びに緊急性のある事故に遭遇した場合には、そこに居合わせた人が、例えば、携帯電話を持っておられたら連絡が可能かと思えます。緊急を要するので、できるだけ救急車を早く呼ばれて対応ができるということでございますが、不感地帯があると、その効果はないわけでございます。

以前、先般、私ら議員研修で台南へ行きました。台南からでもある機種によって日本へ通じるものもありますので、不感地帯がありましたらどの地帯かお知らせ願いたいと思えますし、また、消防・防災の方面から不感地

帯の解消が大切でなかろうかということでございます。

先般、静岡県沖の地震がございました。中能登町も少しは揺れたわけでございますが、これからいつ災害が起きるかわからない時かと思えます。温暖化の影響かと思えますが、そのためにできるだけ不感地帯をなくしていただければ幸いかと思えますので、その点、中能登町に不感地帯があるかと思えますが、どの地帯かお知らせ願いたいと思えますし、それに対応策ということでございますが、なかったら対応策はございませんが、あった場合はどのような対応をされるかお知らせ願いたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 携帯電話の不感地帯の解消についてお答えいたします。

携帯電話の不感地帯、いわゆる携帯電話がまったく繋がらない地区、また、携帯電話サービスが一社も提供されていない地域については、中能登町では、現在のところはございません。

ただ、山間部の一部地域では、若干、電波が弱く、繋がりにくい状況の場合があるという報告を受けております。

そのような地域にお住まいの方には、各携帯電話事業者が提供しております「室内用補助アンテナ」をご利用されますと、通話の品質改善が図られると聞いております。

町といたしましても、緊急時での対応には携帯電話も必要でありますので、各携帯電話事業者へ、今後、基地局のアンテナ増強を更にお願ひして、安心して安全に暮らせる町づくりに繋げていきたいと考えております。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 先般の7月の広域圏の場では、七尾市では6箇所、中能登町では石動山の辺りが難聴地域ということでありました。今、七尾市では、多根、熊淵、滝の尻の辺りと、中島の別所、河内辺りというこ

とで基地を造るわけですが、石動山の一番近いところには、おそらく多根か熊淵か分かりませんが、七尾市と少しお話していただきまして、こちらの方にも電波も届くような協議をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それと、最近の消防システムが大変精密になりました。例えば、固定電話から連絡される場合には、消防本部にはおのずと電話から住所が明記されるわけですが、

また、119番をかけると、そのようになるわけですが、私のような同姓同名が4人いる場合には、住所を明記しなければならぬし、現状などを報告しなければなりません。そこで、携帯電話から119番に電話しても可能だということをお聞きしました。その場合には、野外でありますので、場所などを明確に、現状などを知らせていただきたいということですが、とりあえず、野外では、どんな事故か分かりませんが、緊急を要する事故なのか、そうでないものなのか、その点お知らせをして次に移りたいと思います。

その次は、ふるさと創修館のことについてです。ふるさと創修館の特別室の利用促進についてです。今日、庁舎の玄関では、9月19日は、渡邊一馬さんのイラストの似顔絵ということで、創修館で個々に似顔絵を描いていただけるような展示をしていますし、その渡辺さんのイラストは、能登島カントリークラブにも飾ってあります。何の気なしに見ているんですが、お話を聞きましたら、あちこちということになります。そこで、今は、文化、また芸術、収穫の秋です。県内の市町村でも展示、または美術館でも展示、また文化協会のサークルの活動にも展示されております。当町でも大きな展示、大きな文化祭は、11月3日の文化の日を中心として行われるわけですが、創修館の特別展示室については、いろい

ろと努力をされておられますが、一時的には空いている時もございます。そこで、中能登町在住か、中能登町出身者の美的感覚を持っておられる方々が現代美術展では入選されたり、日展で入選されたりしています。その展示会のあとなど、特別展示室に展示していただければ幸いですし、また作家の個人展などもいかがなものかなということですが、いろいろと趣味骨董がございます。個人的に心の糧として所有していらっしゃるお宝などを、なかなか了解はもらえませんが、いろいろとお願いいたしまして、一般住民に接する機会が与えられることをお願いしたいわけですが、

ところで、創修館の利用について、どのようなお考えを持っておられるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほど、坂井議員からご質問をいただきました、ふるさと創修館における展示に関わりましてお答えいたします。

現在、特別展示室におきましては、展示期間を3～4週間を基準といたしまして、年間5～6回の企画展示を開催しております。

展示の企画や内容につきましては、毎年、中能登町文化推進事業実行委員会に諮りまして、知恵を出し合い、皆さん方の期待に添えるような作品展示となるよう取組んでまいりました。

これまでの主な内容といたしましては、町内の貴重な文化財であったり、町を題材とした写真であったり、地元作家の書・絵画・陶芸などがあります。

議員がおっしゃいましたとおり、個人の方が趣味で収集されているものやお宝といったものの中で、是非、町民の皆さんに紹介をし、鑑賞していただきたいようなものがありましたら、詳しい情報をふるさと創修館へお寄せいただきたいと思います。お聞きしております。

また、特別展示室の利用につきましては、

個展等を希望される方がおいでましたら、申し出ていただくように文化協会等へも協力をお願いしているところであります。

今後も気軽な「町民ギャラリー」として、皆様方のご利用を促進し、郷土文化の継承、創造、発信の場として、特別展示室の有効活用を図っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 有名な作家なんかは、なかなか展示していただけないかと思えますし、経費もかかりますので、そこで催し物についてであった場合には、いくらかの料金をとって、しっかりと観ていただきたいということで、料金も考えていただければいいのではなからうかということでございます。それと、もう一つ思うんですが、3町が合併いたしましたして、各町の役場、また公の施設の中に、寄贈された絵画や書・掛け軸や骨董品などがございます。絵などは一時的に固定しておりますと、壁の一部になったように、なかなか変化を求めることができません。そこで、せめて旧3町の絵・掛け軸などを一回りして掛けたらいかがなものかと思えます。寄贈者も多くの方々に観ていただければ喜ばれるかと思えますが、その点、文化推進事業実行委員会ではどのような基準で展示されるか、そのような話があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどおっしゃいました、役場とか公共施設に沢山の立派な作品が展示されております。また、これまでに寄贈されました作品も数多くありまして、以前にはそういうものを展示したということも聞いております。今後もまた、文化推進事業の実行委員会で更にそういうことに関わりまして、新たな催し物として取組んでいくことを検討していきたいと思えます。是非、議員のおっしゃいますご希望に添えるように頑張ってい

たいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 坂井幸雄議員

○16番（坂井幸雄議員） 内野ゴロでございましたので、これで終わります。チェンジいたしますのでよろしくお願いいたします。有り難うございました。

○議長（藤本一義議員） 続いて、10番 武田純一議員

〔10番（武田純一議員）登壇〕

○10番（武田純一議員） 私は今回、ふれあい交流館「北部」、中能登町デザインセンター、鹿西商工会支所と能登上布会館との渡り廊下について、新政権発足に伴う対応について質問をいたします。

まず、ふれあい交流館「北部」についてであります。ふれあい交流館「北部」は、旧鹿島町において、当時保育ニーズが多様化し、これに対応すべく保育所の統廃合を実施しました。当時4箇所の保育所は、鉄筋コンクリート造りで、補助金等適正化法に該当するため、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を主目的に発足いたしました。発足時には、浴室が完備されており、他の地区からも羨望の目で見られておりました。また、地域の間人性かもしれないかもしれませんが、囲碁・将棋・麻雀等の利用者が多く、ほけ防止、地域の親睦というふうに通和の向上に貢献していたと理解しております。利用者も年間約1,200人と聞いております。

ところで、7月29日、石川県戦没者慰霊式の帰りですが、ふれあい交流館「北部」は一体どうなっているのかと、4人の参加者からの問い合わせがあり、今回の質問になりました。

浴室の使用停止はなにゆえなのか。利用時間の大幅縮減について答弁をお願いします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 武田議員のご質問にお答えいたします。

ふれあい交流館「北部」は、平成11年10月、旧鹿島町時代に、保育所の統合により空いた施設の有効利用と、高齢者の健康と生きがいづくりに、また仲間同士、語らいの場としての利用を目的に在江地区、西地区、坪川地区、3地区の介護予防拠点施設として開館し、武田議員がおっしゃるとおり、囲碁や将棋、マージャン大会等いろいろな行事に利用していただいております。

浴室につきましては、当時、計画段階において、地区からの要望で設置したものであります。

その利用については、毎週土曜日の午前中「風呂の日」として地域の皆さんに利用され、親しまれてきたところであります。

長年の利用により、平成18年11月にボイラーのポンプ部分が故障し、修繕いたしました。平成19年12月には再びボイラーのモーター部分が故障いたしました。

合わせて、給配湯装置の劣化による根本的な修繕が必要となり、修繕するためにも高額な費用がかかる状態となりました。

その当時は、一回の利用者は2、3人ほどであり、年々減少傾向であったことや、浴室利用については、コミュニティバスで老人福祉センター「天平の里」、「ゆうゆう」、健康ハウス「憩」などの施設が利用できることから、地元と協議した結果、現在は休止しております。

また、利用時間についてのご質問でございますが、ふれあい交流館の利用時間は、午前9時から午後9時半となっております。開館当初より変わってはおられません。

ただ、昨年までは、平日も午前中から臨時職員が常駐し、施設を開けていましたが、利用人数も減少し、合わせて経費の削減を図ることを目的に、今年度から、平日は午後1時から午後5時30分まで、土、日は午前9時から午後5時まで臨時職員の常駐としました。

施設を利用することができる時間で、臨時

職員のいない時間帯の利用については、在江の区長、ふれあい交流館の館長さんでもありますが、鍵の管理をお願いしておりますので、利用されたい方は区長さんまで申し出れば利用できることになっております。

今後の利用につきましては、地元とも再度相談いたしまして検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 風呂に関しましては、私の記憶が正しいとするならば、女の方も使用する場合に、監視の目が行き届かないということも、その当時の話の中に出ていたと思います。これに関しては、質問された方にもそういう話はしてあります。

もう一つ、利用時間の大幅な縮減ですけれども、鍵は在江の区長さんが保管しているという答弁でしたが、あの北部3区は狭い中に3つの集落があります。中部の方、喜楽館の方ですが、あれに関しては、鍵は小竹の区長と水白の区長が持っているとして理解しております。いま言いました、麻雀や囲碁、これが一番盛んなのは坪川の方です。午前中に使うときには在江まで行くのではなく、地元の区長の方にも鍵を渡すという配慮があってもいいのではないのでしょうか。別にそれを悪用するということは一切ございませんので、安心して鍵をお渡しすることができるのではないかと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、武田議員の言われるとおりでありまして、再度、地元の方々や時間、鍵等につきましても打ち合わせをさせていただいて、利便性のいいようにしたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） それでは、「北部」のふれあい交流館に関しましては、今の町長の言葉を信じまして、次に移らさせていただきます。

次に、中能登町デザインセンター、中能登町商工会鹿西支所と能登上布会館との渡り廊下で連絡する工事が現在行われております。

中能登町デザインセンターには、20万点に及ぶ織物のデザインが保管・展示されております。現在、データベース作業が行われております。能登上布は2,000年の歴史があると言われております麻織物であります。この製造工程、原資の糸繰りから手織りの仕上げまで見学できる会館であります。この2つの施設をここではなく、有機的に保管しあい、織物の町、中能登町をPRできる渡り廊下であると理解しております。

そこで、3点についてお答え願います。この工事費、渡り廊下は商工会の建物と、それから町の上布会館、これを繋ぐ渡り廊下でございます。その費用負担はどのようになっているのか。

2番目、20万点に及ぶサンプルのセキュリティ対策についてです。商工会は現在、2人の方が勤務されております。うち1名の方は、他室が多いとのことであります。日中はほとんど1人の方になります。能登上布会館は、玄関を開けるとセンサーが来館を知らせる装置があります。建物内は機織りの音が現認しづらいとの声があります。また、全員がボランティアでございます。完成後の双方の連絡体制の確立が大切だと思いますがいかがでしょうか。

開館時間について、上布会館は夏は4月から9月ですが、9時半から16時、冬季は9時半から15時です。休館日は月曜日と祝日の場合はその翌日になっております。商工会館は、月曜日が休館日であります。休日の取り扱いについて同様であるのかどうか、この当たりの調整が必要だと思いますがいかがでしょうか。この点にお答え願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 能登上布会館とデザインセ

ンター渡り廊下の設置工事につきましては、町が国の「地域活性化・生活対策臨時交付金」を活用して実施しております。

渡り廊下につきましては、完成後は、能登上布会館の建物の一部として維持管理していきたいと思っております。

次に、セキュリティ対策についてであります。渡り廊下の設置に伴い、能登上布会館と織物デザインセンターの自由な行き来が可能となり、施設の管理上いろんな課題も考えられるところであります。

そうした双方の施設の連絡体制につきましては、施設にインターホンを設置し、来館者のスムーズな移動をサポートしてまいりたいと思っております。

次に、開館時間の調整についてであります。現在、両施設の休館日については、「年末年始」と「毎週月曜日、祝日の場合は翌日」と同じになっております。

しかし、開館時間については、時期によっては30分から1時間の差がありますので、開館時間の統一に向けてお互いに協議していきたいと思っております。

今後とも、両施設については町の観光資源として、皆さんに満足していただけるような運営や集客に努め、「繊維産地 中能登」を国内外に情報発信してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 私は、この工事に関しまして、商工会の方へも2度行ってまいりました。それから、上布会館の方も行ってまいりました。商工会の方ですけれども、鹿西の方の円型ドームの方からも通路があります。その通路に関しまして、町の方でつくったんですけれども、常時、施錠されております。鍵がかけられております。理由は何かと言うと、先ほども言いましたように職員が少ないということでございます。今回の渡り廊下につきましても、2階の関係で、商工会の

方にしても、事務所にいた場合に上がられても分からないと。それから、商工会の方では是非、施錠をしてほしいと。今の渡り廊下と同じようにして、スクリーンの方で常時施錠して、おいでた時には開ける。開けたときには向こうへ連絡する。それから上布会館の方ですが、先ほども申しあげましたように、玄関へ来る方は分かります。だけれども、全員がボランティアの方で職員がどなたもいらっしゃいません。そういう中で、果たして20万点に及ぶ品物の安全が守られるのかということ。今の連絡体制だけでは不備ではなかろうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 武田議員の質問にお答えします。

現在工事中の渡り廊下につきましては、上布会館側、それとデザインセンター側の両方とも施錠できる構造で工事を行っております。先ほど町長も申しあげましたように、見学者等の行き来ですけれども、インターホンを3箇所予定しております。上布会館と商工会の事務所、それとデザインセンターの中の3箇所連絡を取れるような仕掛けに工事しておりますので、その辺の移動はスムーズにいくのかなというふうに理解しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 現在の中能登町上布会館条例、この条例の中には開館時間、それから休館日、この規程がございません。それから、この条例を見ますと、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるというふうになっております。担当の課へ行って尋ねたんですが、残念ながらこの規則はございません。20万点に及ぶデザイン、これは化繊がほとんどです。そうした場合に、当然、2階の方に関しては禁煙だろうと思います。それと火気責任者、取締責任者も必要になって

くると思います。そうしますと、条例の改正、それから規則の制定は現在ありませんので、そういうふうには条例には書いてありますけれども、実際にはないということでその辺りをどのようにお考えでしょうか。これは担当課長で結構です。

○議長（藤本一義議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 武田議員のご質問にお答えします。

現在の上布会館条例には、議員がおっしゃるとおり、開館時間、休日等の定めはございません。それと、それに関する規則等も制定していないのが現状であります。それで、先ほども開館時間の統一や休館日の統一というふうなお話もありますので、今後、条例改正、また管理上の詳細については、管理規則等で詳細に定め、整備を行っていきたく思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 今、担当課長の方から条例の改正、規則の制定、これも必要なものは行っていくということでございますので、次に移ります。

新政権発足に伴う対応についてお尋ねいたします。

民主党選挙マニフェストに盛り込まれた行政改革2009年度国の予算の見直し、川辺川ダム、八ツ場ダム、官僚の天下り先の特殊法人の資質、随意契約等、税の無駄遣いでこれを見直し、9兆1,000億円の財源を見直すと明記されております。

今議会に上程されている補正予算、総務費国庫補助金3億8,211万円、内訳、地域活性化経済危機対策臨時交付金3億6,211万円、地域活性化公共投資臨時交付金2,000万円が計上されております。この項目に対して、国・県からの予算執行の見直し等の指示が予想されると思いますが、事前に指示があったのかどうか、お答え願ひたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 国・県からの予算執行の見直し指示についてのご質問にお答えいたします。

まず、新政権発足を控え、2009年度予算の執行状況について見直しを求められているとの報道がなされていますが、現在のところ、当初予算分で交付決定を受けている事業については、特に見直しの指示は受けておりませんので、計画のとおり事業を進めていくこととしております。

ただし、農林事業関係で事務手続きの都合により、事業の執行が遅れるような話が口頭であったと聞いております。

農地集積加速化事業として、農地の所有者が地域農業の担い手へ農地を貸し出す制度についても凍結するとの話がなされています。

その他、これから要望していく追加事業につきましても、何らかの指示が今後あるものと想定されますので、今後注意深くしてまいりたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） 新聞報道によりますと、農水省の農地集積加速化基金2,970億円、これが凍結だとされております。それから、補正予算4兆3,600億円のうち、7割が執行済みであると。残りは1兆3,080億円です。これに関しましては、凍結される可能性が大でなかろうかと思えます。

それと、今回の町の方から私どもに配布されております地域活性化経済危機対策臨時交付金事業、資料ナンバー1です。この中で目につくのは、自動車の買い替え、それとテレビの買い替え、これが目につくと思います。自動車に関しては耐用年限も書いてありますけれども、まだ使用に耐えるものがあるのではないかというふうに理解しております。普通の家庭でしたら、それだけではとてもじゃないが買い替えもできません。

それからもう一つ、これは6月内示のときにも担当課長にお尋ねしたんですけれども、

戸籍総合システムの件の答弁では、リースにするとということでしたが、それが今回は変わってきたということで、リースの理由も聞きました。リースをなぜするのかということ、その時の担当者の答弁では、ソフトの関係でリースにした方がいいという答弁ではなかったかなと思います。今回はそうではなく、また変わってきたというようなこともあります。これも不要不急の部類に入るのではないかなと思います。もし私がおの担当者ならば、いま申し上げた3点、これをまず最初に、交付の取り消しというふうになろうかなと思えますけれども、町長は自動車、テレビ、戸籍総合システムについていかがでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、民主党が批判をしております補正予算につきましては、14兆1,000億円とも15兆1,000億円とも言われております。そういう中で新聞、テレビ等を見ておりますと、そのメディアによって違うわけでありまして、今執行予算は7兆1,000億円、そして未執行が15兆1,000億円のうち8兆3,000億円というメディアもあります。これは八ツ場ダムをはじめいろいろ出ておりますが、今提案しております地域活性化経済危機対策臨時交付金や地域活性化公共投資臨時交付金につきましては、それらにつきましても県といろいろ打ち合わせをして補助金のない、町単独でしなければならないようなものを選び、県との打ち合わせの中で決定させていただいたものばかりでございます。そういう中で、いま我々が「これがいい、あれが悪い」ということで話をしても進まないわけでありまして。これから新しい内閣ができればどのようになっていくのか注意深く見つめていかなければならないと思っております。

現在のところ、石川県ではまだそのようなことは一切ないということでもありますので、いま出しております議案につきましても粛々と皆様方にお示しをし、そして採決をして、

賛成していただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤本一義議員） 武田純一議員

○10番（武田純一議員） それでは、町長の人脈と政治力、これを大いに発揮されまして、いま上程されております事案を推進していただくことをお願い申し上げまして私の質問を終わります。どうも有り難うございました。

○議長（藤本一義議員） ここで、14時15分まで休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（藤本一義議員） 再開いたします。

次に、9番 古玉栄治議員

〔9番（古玉栄治議員）登壇〕

○9番（古玉栄治議員） 私は今回、行財政改革について、そしてもう1点、政治倫理条例の2点について一般質問をいたします。

昨年の秋にサブプライムローン問題、リーマンブラザーズの破綻が発端となり、世界が100年に1度といわれる不況になっております。このような中で、杉本町政の2期目が4月よりスタートいたしました。町長は当選後の新聞報道で、2期目の課題として、学校問題と庁舎の統合の実現に決意を示したと書かれております。中能登町が誕生して4年半が経ち、中学校の建設地も決まり、今後順調に建設が進んでいくものと思われまます。

中能登町のもう一つの大きな課題である庁舎問題について、現在、分庁舎方式をとっているが本庁舎方式への移行についてどのように考えているのか。行政改革という最重点施策の点からも、できるだけ早い移行が必要だと思いがいかでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 古玉議員の質問にお答えいたします。

中能登町の大きな課題の一つである、分庁舎方式の本庁舎方式への移行についてのご質

問にお答えいたします。

行財政改革を考えたときに、本庁舎方式への移行は避けて通れない重要な課題であります。これまでも町民の皆さんからも何度となく本庁舎方式へのご意見も伺っているところでもあります。

懸案でありました統合中学校の建設事業も、皆様のご理解をいただきまして順調に進みつつある中で、今後は、まず、鹿島地区の小学校の再編、そして、役場本庁舎方式への移行を町民の皆さんの理解を得ながら慎重に進めていきたいと思っております。

具体的な時期につきましては、議会の皆様ともご相談を申し上げ、町民の皆さんのご理解も得ることから進めてまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

今、進めていくために、合併特例債というものがございます。それを中学校、小学校、そして庁舎にも使わなければどれも進んでいかないと思っている中で、これからいきますとあと5年間でその期限が切れるわけでありまます。限られた時間の中で、議会の皆さん、そして町民の皆さんのご理解をいただきながら、小学校の空き校舎も含めまして、空いている施設も含めてどのようにすればいいのか、これからご相談をしながら鋭意進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 今ほど、町長の方から合併特例債が5年あるという言われ方をしました。合併特例債は確かに5年あります。ただ、町長の2期目の任期はあと3年ということですね。22年度、23年度、24年度。2期目の抱負で言われたのですから、やはりその中で実行されるのではないかと思います。そうした場合には、早くその時期を決められた方が物事は早く進むのではないのでしょうか。私としては、できるなら、今この場で、22年度か23年度、24年度を目標にして

やりたいということをお願いいただけると町民の皆さん、我々議員、全てそれに沿って判断いたします。それが、年数が決まらないということは、だんだんだんだん遅くなるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 でき得れば、私の任期中にそこまでいきたいという思いは強くあります。しかし、議会の皆さん、そして町民の皆さんの理解がいただければ、なかなか進まないということも現実でございます。例えば、中学校の建設場所で1年以上、確かに遅れました。そういうこともあります。これからどのような障害があるか分かりませんが、できるだけ議員の皆さんや町民の皆さんと協議しながら、スムーズに私の任期のある中で道筋ができればと、これは常々強く思っているところでもあります。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 今ほど、町長はでき得ればというような言われ方をしました。先ほど私は、100年に1度の不況ということも言いました。今年度、21年度、22年度、当然町の税収もダウンしてくると思います。そういう中で、行財政改革ということの基本をしながら、より早い計画を立てなければいけないのではないかなと思います。

交付税の合併算定、これは確かにあと5年間は補償されております。けれど、その5年後以降は極端に5年間でこの合併算定ゼロになりますよね。そういうことを考えると、先ほど言ったように町の税収も少なくなる。今後、合併算定もなくなる。何度も言いますが、より早い話を出していただきたい。それで、町長にひとつお答えいただきたいのは、できるだけ早い時期にこの話を町民の皆さんにさせていただくということで答弁いただけないでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 できるだけ早く本庁舎へ移

りたい。その先に小学校の問題がございます。今、小学校の統合検討委員会では鹿島1校という検討をいただいております。しかし、古玉議員をはじめ、北部の方々から2つにしてほしいという陳情もいただいておりますし、署名もいただいております。それが、私が言ったときに、1つになるのか2つにしなければならないのかということを、その期日にきちっとしていただけるのかしていただけないのかという懸念もあるわけでありまして。そういう中で、皆さん方と鋭意相談をしながら、1日も早い本庁舎方式へ移りたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 今ほど町長は小学校の問題を出されましたが、小学校の問題が終わらないと庁舎の問題が進まないということなのか、同時進行でいけないのか。私は小学校の問題ということに関しては、ものすごく敏感なものだと思います。そういう中で、財政とかを含めた中に、複雑な問題を優先にしていることを先にしないのか。それとも、小学校の問題が終わらない限り、私のさっきの取り方ですと、小学校が終わったら庁舎をとというような取り方をしたんですが、この辺についていかがでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 小学校が終わらなければということではなく、小学校の統合も含めて道筋がついたら、今ある空き施設、学校、それらを全て一番費用が安く、また一番町民の方で利便性が良く、経済的にもいろんな中から一つ一つ解決していきたい。その中には小学校の統合についても方向性だけはきちっと進めて、それから庁舎の方へも行きたい。当然、今、中学校が大体これで方向性ができましたので、これから順調に進んでいくように努力いたしますし、次はやはり小学校の問題も方向性をきちっとして、そしてどの施設が空くのか、どの施設がいいのか、終わってか

らというのではなく、方向性が決まってから進めていきたいということでもあります。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 今の町長の話ですと、小学校・中学校、この空き施設も含めた庁舎の利用法という形を考えておいでなのかと思ったんですが、いま現在使っている3つの庁舎がありますよね。これらを使うということはできないのかなと。いかがでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 施設につきましては、旧の役場、現施設も全部含めた、中能登町にある施設全てを一つの対象として考えていきたいということでもあります。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 学校統合ということ、小学校に関しては、やはりデリケートだと思います。鹿島地区の小学校の問題を話すならば、中能登町の小学校ということも話を出さなければいけないというような形になってくるのかなと思います。そういうことも思いますので、学校に関してはもう少し慎重になるべきかなと思います。ただ、庁舎に対しては、先ほども学校が終わってからではなく、学校と同時進行というような形にと町長が言われたので、今後できるだけ早い時期での話し合いの場を作っていただきたいと思います。

続きまして、倫理条例について。

町長は6月議会の最終日に追加提案をするということで、執行部の倫理条例を提案するというふうに私は聞いておりました。

倫理条例とは、「町長、副町長及び教育長の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定め、町民全体の奉仕者としての確立と向上を目的として制定するものであり、同時に施行規則を制定する」というふうに聞いております。

6月議会でしなかった理由としては、一部

見直しをしたいということで、前回見送りに対しては議員の皆さんは承知したのですが、その中で、次回提案するというふうに言われていると思います。

それが今回出ていないのですがなぜでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 執行部の政治倫理条例についてどのようになっているのかと、そして6月議会に出すと言っていたが、どうして9月議会に出さなかったのかという質問であろうかと思います。

執行部の政治倫理条例につきましては、中能登町職員倫理規程が平成20年8月25日に施行しております。条例ではなく規程で町職員の倫理保持に関する規定を定めております。

ご存知のとおり職員は上位の法令として地方公務員法において、分限及び懲戒の規定や服務規程が定められており、それを受け、より一層の公務員倫理の徹底を図るため、中能登町職員倫理規程を定めたものであります。

また、特別職については、町が行う公共事業で下請けを含む工事等の請負契約や委託契約、物品購入契約、その他契約については、地方自治法第142条の長の兼業禁止規定及び地方自治法166条第2項による副町長の兼業禁止の規定により制限されております。

今後とも地方自治法の規定を遵守し、町民の皆様に疑念が生じないように努めたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

また、6月議会のときには、9月議会には出すという約束はいたしておりません。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 町長は今、約束はしていないと言われましたけれども、実は全協の資料で、一番最後のところを少し読みます。

実は、これは私が町長に質問しています。まず、副町長の方から。これは副町長が答えられているんですけども、「今回、急遽追

加提案をさせていただいたということで、町長の方から提案をさせていただき予定を全協でお話させていただきました。この間、私も議長を通じて議員の皆さん方に上程文についていろいろ協議を願いました。そこで、私もとすれば、議員さん方の思っておいでた内容と執行部との内容で少し差異が出てきていますので、もう少し時間をかけてその違いといいますか、少し勉強させていただきたいという意味合いから、今回提出を見合わせたという経緯でございます。以上です。」ということでした。そのあと、私の方から「要は見直しということです。よろしいですね。執行部が思っていた部分と議員の皆さんの思いと違うということで、再度、見直しという取り方をしてよろしいでしょうか。」

その次、小山副町長は「おっしゃるとおりで、こちらはそういうことを踏まえ、議運の方でいろいろご意見を踏まえて、その点を合わせて、また再度、次回、提出させていただきたいと思います。」

藤本議長、「そのほかございませんか。ないようでしたら、以上で全員協議会を閉じます。この後3時20分は再延長しませんのでよろしく願いいたします。」ということで、小山副町長の方から「再度、次回提出させていただきたいと思います」というお答えが実際残っております。それで私は、そこまで言われたからには、議運と全協という立場で言われたからには、やはり出てくるものだろうなと思っておりました。

それで、質疑の日、全協が開かれましたので、その中で追加提案という形で出るのかなと思ひ、実は今のこの問題は質問する予定ではなかったんですけれども、出てこないのだから「これはおかしいぞ」、私が質問して確かにそう言われたからには、私が黙って「そうか」というのではなく、出ない理由がなぜなのか。今後どのようにされるのかということを開いて正すべきが本当ではないかなと思ひ質問して

おります。いかがでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 辞書の広辞苑に、倫理とはこのように書いてあります。

「人倫の道。実際、道徳の規範となる権利。そして道徳。」となっております。人倫とは人として守るべき道、人としての道。やはり倫理条例というものは、いくら厳しくしても守らなければ駄目なんではないかと。一つ一つ、一日一日の、私ならば町長としてのいろんな権限を使って私事をするとか、これを365日見ていただいて、「そして悪いところは悪い、こうしたところはこうした方がいい」というようなことで、いま、「これを、こうします」「この条文をこうします」と言うことではなく、いま地方自治法第142条の長の兼業禁止規定及び地方自治法166条のそれらに違反をしないように、皆さんから見てもしそういうことがあれば正していただくという気持ちで一日一日を過ごしていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 町長の言うことは分かるんですけども、ただ、町長が6月議会において、全協の席でいろいろ言われてきたこと、あるいは追加提案をしようと思われたこと。これは6月23日ですけども、町長の方から「町長と政治倫理規程条例につきましては、今議会中に追加提案をさせていただきたく予定でありましたが、もう少し中身について吟味させていただきたいと思います。」ということも町長言っておられます。そういうところから、町長はそこまでやろうと思われたことだと私は思うんですね。やはり作った方がいいということではないのかな、そういうことから6月に倫理規程条例を追加提案で出そうと思われた。そこまでやられたのなら、やはり最終的にはやられた方が町長の先ほど言いました、「町長に対する皆さんの思い」というものが変わるのではないかと思ひ

ますがいかがでしょうか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 先ほど答弁いたしましたように、倫理条例は守らなければ、どれだけ厳しい条例を作っても駄目なわけでございます。そういう中で、先般いろいろと議員の皆さん方にも全協の席で副町長の方からお話があった中で、次回にというような話もありました。そういう中で、一人一人が、私であれ、副町長であれ、今の仕事を一日一日、法律で決まっているわけですから遵守して、そして皆さん方から監視していただきたいという気持ちでございます。

○議長（藤本一義議員） 古玉栄治議員

○9番（古玉栄治議員） 町長が今ほど言われましたことは、私は分かりました。ただ、ほかの議員の皆さんは、全協という席で言われたことに対する重みということもどう理解されるのかなと思います。

また、町長が言われたように、これから当然、町民の皆さんの目ということもあります。話題になったからには、今こういう形で話が出たからには、いろいろな形で厳しい目が出てくると思いますけれども、今回提出がないということで、今後も私の取り方では、出てこないのかなというふうな取り方をしました。非常に残念ですけれども、せっかく町長が自分からそういうものを作ろうと思った。それをなぜやめようと思ったのか私は分かりませんが、これは仕方のないことです。分かりました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） 皆さん、こんにちは。まず、御礼を述べさせていただきます。

8月30日の衆議院選挙におきましては、私ども公明党に多くの皆様より、真心のご支援を賜り、本当に有り難うございました。皆

様のご期待にお応えすべく、心新たに全力で中能登町のために頑張らせていただきます。

それでは、1つ目の質問。まず、政権交代時代の町政運営について質問いたします。

今回の衆議院選では、民主党が圧勝し、日本の政権交代という政治の大きな節目を迎えることとなりました。朝日新聞社が投票日翌日から実施した緊急の全国世論調査では、民主党中心の新政権に期待すると答えた人が74%に達し、政権交代が起きて良かったとする意見は69%でありました。しかしまた、民主党政権が日本の政治を大きく変えることができると見る人は32%という結果です。また、目玉政策となった「1人月2万6,000円の子ども手当」を支給し、所得税の配偶者控除などを廃止することに賛成は31%、反対は49%、高速道路を無料化して建設の借金は税金で返済することに賛成は20%にとどまり、反対が65%とかなり評判の悪い調査結果が出ていました。

つまり、有権者の多くは、手放して政権交代に期待しているわけではないということです。地方自治体では、政権交代による地方行政への影響を危惧する声もあがっております。しかしまた、地方自治体の首長や議員は、今こそ地域住民は何を望んでいるのか、真摯に耳を傾けるべきときなのではないでしょうか。

1点目として、杉本町長は、今回の衆議院選挙の結果をどのように受け止めておられるのかお尋ねいたします。

2点目は、新政権が目指す税政、政策についてお伺いいたします。

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策、制度への変更が進められることとなります。一方、前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算第1次補正予算が可決、成立しております。総額14兆円を超えるこの予算には、地域活性化公共投資臨時交付金、地域活性化経済危機対

策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は、この基金などの活用を前提に経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指し準備を行っているところであります。

今、新政権によって経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、事業の広報、周知が済んでいる自治体にとっては、まことに憂慮すべき事態となります。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態となれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策によって景気底入れから成長に転じる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねません。

2点目として、新政権が目指す税政、政策により当町への影響を町長はどう認識されているのかお聞かせ下さい。

3点目は、これからの地方自治のあり方についてお伺いします。

今回の衆議院選では、日本を元気にする新しい国の形として、地域主権型道州制が争点の一つになりました。このたびのような政権交代が行われ、今後も政権交代が競われるようなことになれば、地方自治体が担うべき仕事は、国の関与なしで立案から執行まで自力で支える地方主権制度が確立されなければ、政権交代のたびに地方が振り回されることが危惧されます。ある内閣官房はこう指摘しております。「今の行政を例えるならば、北海道や沖縄の実情を知らない東京の大工が、北海道や沖縄に東京と同じ家を建てるようなもので、地域の実情にあったものとは到底言えません。これでは、いくつもの追加措置が必要になり、お金が余計にかかります。一方、地域主権型道州制になると、国民重視の行政政治がより進み、不要な税金がいらなくなり、

効率の良い行政に変えることができます。活気溢れる元気な日本へとつくり変えることができるのです」と指摘しております。

3点目として、杉本町長はこれからの地方自治のあり方をどのように認識されているのかお聞かせ願います。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の質問にお答えいたします。

今回の衆議院選挙の結果についてお答えいたします。

中能登町の開票結果につきましては、9月号の広報でも町民の皆様にお知らせしたとおり、小選挙区での投票数を見ますと、民主党候補者へは64%、自由民主党候補者へは35%の町民の皆様が投票されています。

また、比例代表では民主党へは47%で、自民・公明党へは42%の投票がありました。

今回の町民の皆さんの選挙結果を見ますと、新しい政権への期待が高まったのかなという感じもいたしておりますが、今議員が言われましたように世論調査を見てみますと、民主党のマニフェストに入れたという方が10%ぐらいでございます。そういう中で、鳩山政権でこれから期待するという方々も74%でございます。また、自・公の政権に対してもこれから頑張ってもらいたいという数字も76%に上っております。そういう中で、明日、発足いたします民主党の鳩山政権がどのような政策を打ち出すのか、しっかりと見定めていきたいと思っております。今までの結果につきましては、民主党がいいというよりも、自民党のいろんな不祥事、総裁の交代、それらへの批判の方が多かったのではないかという気がいたしております。政策そのものは、そんなに間違っていたとは私は思っておりません。

次、2番目の新政権が目指す税政、政策についてお答えいたします。

皆様ご存知のとおり、新政権がまもなく発足する状況であり、日々、新しい情報や話題

が報道されております。

今後とも、新政権が打ち出す政策や方針に注意しながら、基礎自治体として町民の目線に立ち、柔軟な対応をしていきたいと思っております。

3番目のこれからの地方自治のあり方ということでもあります。

地方自治は、地方自治法により、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと定められております。

新しい政権になりましても、こうした地方自治の本旨は不変のものであります。

ただし、提案理由でも申し上げましたとおり、新政権の政権公約では「地域主権」があげられており、地方の自主財源を大幅に増やすことが公約されております。

中能登町が合併した理由の一つに、地方分権への受け皿となる体制づくりがあります。こうした地域主権の受け皿となるべく、常に組織体制の見直しを図り、柔軟に対応していくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 何よりも、町民の暮らしを守ることを第一とした地方自治の首長としての舵取りをよろしく願いいたします。

次に、2つ目の新型インフルエンザ対策について質問いたします。

今、国内でも全国的に感染が広がり、沖縄、神戸、名古屋と基礎疾患を持つ方々の死亡例や重症例が相次いでおります。8月19日に舩添厚生労働大臣は、本格的な流行が始まったと宣言いたしました。今、全国の推計患者数は、約15万人とも言われております。今後、ピーク時には、1日の発病者は76万人に上り、重症者に必要な人口呼吸器は3万6,000人分になると推測されております。

中能登町におきましても、既にインフルエンザ対策、行動計画が作成され、様々な対応

が実施されておりますが、今また重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児といった高リスク者への対策が課題になってきております。

今月11日、厚労省の調査によると、新型インフルエンザに感染すると、重症化しやすいとされる透析患者や乳児、小児、妊婦について都道府県の半数以上が受け入れ可能な医療機関の把握などを行っていないことが分かりました。人口呼吸器の整備補助など、医療機関の体制整備のための財政支援を行っている都道府県も3割にとどまっております。

また、感染症治療の中核となる全国の主な医療機関に対する読売新聞のアンケートによりますと、妊婦など周産期の患者を診療できないという施設が4割近くに上っています。妊婦の治療は、国の指針で他の妊婦への感染を防ぐため、かかりつけの産科以外で受けることを原則としており、妊婦の患者を受け入れる治療体制の整備が急がれます。周産期の患者を診療できない理由として、産科はなく対応は難しい。産科はあるが医師不足との声が上がっております。妊婦が行き場を失うことのないよう、地域ごとに医療機関が役割分担を話し合うなど、早急な対策が必要であります。

また、小児においては、小児のインフルエンザ脳症の報告例が相次ぎ、今回重症例も発症しております。インフルエンザ脳症は0歳から5歳の低年齢児が85%を占め、インフルエンザにかかったときに発病する最も重い合併症です。死亡率が高く、発症のメカニズムは不明で、小児であれば持病がなくても発症する可能性があります。毎年、100人から300人が発症し、死亡率は15%から30%、そして25%の子供に後遺症が残ります。日本小児科学会は、今回の新型インフルエンザの発生に伴い、国民への情報伝達と知識の普及、推進への協力を国に呼びかけております。そこで、質問いたします。感染すると重症化しやすい基礎疾患のある人、高齢者、妊婦、小児とい

った高リスク者への対応、対策は中能登町としてどのように行われているのかお尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 新型インフルエンザは、4月末頃から発生し、今なお感染が続いている状況であります。国立感染症情報センターでは、今後も感染が拡大する恐れがあるとし、国では今後の対策の方向性を2つ示しております。

まず1つ目は、「国民生活や経済の影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐこと」2つ目は、「基礎疾患を持つ方々や感染により症状が重症化する方々を守る」ことであります。

そこで、町においても、町民へ感染予防の基本である「手洗い・うがい・咳エチケット」の励行等を広報すると共に、各種施設に消毒液等を設置するなど、感染拡大防止対策に取り組んでいるところであります。

議員が言われる「高リスク者」すなわち「重症化しやすい」と言われる「基礎疾患を持っている方・妊婦・就学前の児童等」への対応についてですが、更に今後も流行が続くことが予想されることから、自分で防ぐ大切さ、体調の不安については主治医と常に相談し適切な医療にかかることを広報するとともに、できうる限り個別に周知の徹底を図りたいと考えております。

なお、妊婦さんに対する医療体制におきましては、石川県内では産科でも内科でも新型インフルエンザの対応を求めており、妊婦が安心して受診できるような医療体制の整備を図っているところであります。

さらには、新聞等で話題になっているワクチンの接種については、重症化しやすい方が優先される対象者として位置づけられる方針がありますが、確定ではありません。ワクチンの接種ができる方の優先順位や開始時期等が明確に示された後、速やかに町民の方々に正

確な情報の提供を図りたいと考えております。

しかしながら、ワクチンの接種をうけることができる方は限られていることから、町民の方々へは、ワクチンの接種は感染を予防する一つの手段であることを十分認識していただくとともに、感染予防の基本である、普段からの健康管理と手洗い・うがい・咳エチケットを今後も続けていただくことを皆さんに繰り返し伝えていきたいと考えております。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 高齢者がインフルエンザにかかるると4人に1人が肺炎を併発するとされ、その予防に肺炎球菌ワクチンが有効とされております。1回の接種により5年間は効果が持続します。アメリカではインフルエンザワクチン同様、65歳以上の人に接種を強く勧めており、その結果、現在65歳以上の50%がワクチンを接種し、2010年には90%を目指しております。

一方、我が国では、1988年に承認はされておりますが、接種率はわずか2%未満にとどまっています。接種率が伸びない原因として、肺炎球菌ワクチンの費用が8,000円前後と高額のためとの指摘があります。こうしたことから、費用の一部を公費で助成する自治体もでてきました。全国で初めて助成に乗り出した北海道瀬棚町では、結果として町の医療費削減を実現しております。石川県内でもこの9月定例会で、内灘町が肺炎球菌ワクチンの助成に向け早急に検討する方針を示しました。当町においても、是非ワクチン助成を早急に対応できないもののでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長  
〔大森一義保健環境課長登壇〕

○大森一義保健環境課長 笹川議員のご質問にお答えいたします。

今ご指摘の脳炎球菌ワクチンの件につきまして、町の方でも助成といったように対応はどうかというようなご質問かと思えます。

この件に関しましては、私も存じておりますが、県内の市・町の状況をもう少し細かく検討させていただきまして、また上司の方とも相談し、今後の対策を決めていきたいと思っておりますのでご理解のほどよろしく願います。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） いよいよ本格的な流行が予想より早く始まった新型インフルエンザに甘い予見は通用しません。十分な対策を行えば、多くの人の命を救うことができます。今が対策を進める貴重な時間であり、町民が安心して社会生活が営まれるよう、万全の対策をよろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の質問。高額療養費制度、高額医療・高額介護合算制度について質問いたします。

先日、敬老の日を前にした厚労省の調査で、100歳以上の高齢者は昨年と比べ4,123人増え、4万3,999人に上ることがわかりました。男女ともに過去最多を更新し、同省は今後も長寿化の流れは続くだろうとしております。このような社会構造の中、社会保障制度の充実が益々求められます。重い病気などで長期の入院をしたり治療が長びく場合、その医療費は高額となり、家計への負担は大変大きなものとなってしまいます。そのため、この負担を軽減できるようにと、1カ月の医療費の自己負担限度額を所得の状況などによって定め、それを超えた分の金額が申請することにより払い戻させる高額療養費制度があり、多くの方に喜ばれております。この制度では、また世帯合算や過去12カ月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目以降は自己負担限度額が下がります。

更に現在は、限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払額が自己負担限度額のみで済むようになりました。

そして、いよいよ今年8月からは、高額医

療・高額介護合算制度の支給申請の受付が開始されました。社会保障の柱である医療保険と介護保険は、先に述べたように費用が高額になった場合、利用者負担を軽減するために、1カ月当たりの自己負担限度額がそれぞれに設定されております。しかし、高齢者世帯では、同じ世帯で医療保険と介護保険の両方を利用することが少なくありません。制度は異なっても、負担するのは同じ家計です。それぞれ限度額が設定されていますが、両方を合算した場合、その自己負担額が家計を圧迫する高額な負担となってしまう場合も多く、常々問題とされてきました。

今回の新たな制度では、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合算し、年間の基準額を超えた場合、その超えた分が利用者に払い戻されます。

例えば、夫婦とも住民税非課税の75歳以上で、夫が病院に入院して自己負担が30万円。妻が特別養護老人ホームに入所して自己負担が30万円だった場合、従来は世帯で60万円の負担でした。今回、合算制度における基準額が31万円のため、申請することにより29万円が払い戻されます。自己負担が半分近くで済む計算になります。

しかしながら、これらの制度には、制度上、手続き上、様々な問題点も指摘されております。

そこで、3つ目の質問。高額療養制度、高額医療・高額介護合算制度について、以下の3点にわたり質問いたします。

まず1点目は、当町における高額療養費、高額介護サービス費の件数と金額の支給状況の推移をお示し願います。あわせて、入院期間の近年の推移もお示し願います。

2点目は、高額療養費制度、高額医療・高額介護合算制度の周知はどのように行われているのでしょうか。周知徹底が十分されているのかお尋ねします。

3点目は、これらの制度の活用には、高齢

者や社会的生活弱者の立場に立った対応策がとられていることが大切であります。手続きの簡素化、利便性への考慮が十分図られているのでしょうか。現在、当町で行われている制度活用のための対応をお尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 高額医療費と高額介護サービス費の支給状況についてお答えいたします。

国民健康保険では、高額な医療をうける方々及び医療費の伸びにより支給額も増加傾向にあり、年間1,500～1,600件で、約1億3,000万円あまりとなっております。

また、介護保険では介護認定者が年々増加することから、サービス給付とともに高額サービス費も伸びており、年間2,000件あまりで、約2,000万円の支給となっております。

入院期間については、高額支給対象者においては、平均すると概ね3カ月ほどとなっております。

2点目、3点目の質問であります。制度の周知及び手続きの簡素化についてお答えいたします。

まず、高額介護サービスにつきましては、対象となられた方には、初回に振込先等の申請手続きをしていただくと、その後は手続きの必要はなく、支給が完了した際にお知らせをしており、手続きの簡略化もあわせて図られております。

また、国民健康保険における高額療養費におきましては、対象となられた方には支払われた医療費の額と医療機関名、払い戻しの額を明記し、申請のご案内を個別に行い、制度を利用していただけるように、きめ細かい対応を行っております。

次に、高額医療・高額介護合算制度についてのご質問にお答えいたします。

制度の概要につきましては、広報、ホームページ等でお知らせするとともに、給付額が確定された後、11月中旬頃に申請手続きのご案内を個別に行う予定であります。手続き

等につきましても、何度も足を運んでいただくことのないよう配慮していきたいと思っております。

また、制度開始後間もない実施であり、手続き等の遅れも懸念されるところでもありますが、町民の方が、スムーズに手続きができるように対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

なお、支給状況の詳細な件数等につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 笹川議員のご質問にお答えいたします。

高額療養費に関します支給の状況、また支給件数に関しまして推移をお話させていただきますと思います。

18、19、20年という区分に従いまして、まず介護の方からお話したいと思います。

まず、介護保険でございしますが、支給状況でございします。平成18年では1,875万円でございします。件数につきましては2,100件でございします。

次に、平成19年度でございしますが1,972万円の支給、件数にいたしますと2,111件となっております。

次に、平成20年度でございしますが、2,062万円、件数にいたしまして2,276件という状況でございします。

次に、国民健康保険でございしますが、平成18年度1億2,689万円でございします。件数は1,441件となっております。平成19年度、1億3,642万円となっております。件数は1,611件であります。平成20年度であります、1億3,116万円でございします。件数は1,498件という結果でございします。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 1点目としてお尋ねしたデータは、このような高額な医療がなぜかかるのかといった分析をし、高額となる

病気の子防対策を講じ、医療費の削減に繋げる対策をとっていくためにも必要なデータと思われる。今後、このデータの整理に是非、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、限度額適用認定証であります。現在は入院前、あるいは入院初期に役場窓口に出向き申請手続きが必要とされます。これを国民健康保険被保険者証に書き込むことで対応することはできないでしょうか。お尋ねいたします。

また、高額療養費の計算は、各月の1日から月末までを1カ月として計算されますが、入院期間が短期の人に不公平が生じています。入院の日から1カ月単位とし、誰もが公平に制度を利用することができるようにと、中能登町として何らかの対策がとれないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 笹川議員の再質問にお答えいたします。

限度額適用認定証を被保険者証に書き込むこと、また、高額療養費の計算ということで、2点お尋ねだと思います。これにつきましては、国民健康保険に関するものだけではなく、他の医療保険にも関わることであります。こういった制度上の対応でもあり、これに関しましては議員のご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほどの高額を支給状況に関する金額、件数というものが出ておりますので、こういったデータをもとにして、適正な医療費の執行ができるような形で、分析も行えるような形にしたいと考えておりますのでよろしくお尋ねいたします。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） これらの制度が何のために生まれた制度なのか、医療を必要とする住民の生活負担を軽減するという目的が果たせないのでは、制度設立の意味がありません。制度が本当に住民のために活かされるよ

う、最前線にいる自治体が真剣な姿勢、努力を示し、積極的な働きかけを行っていただきたいと思っております。

最後に、「子ども議会」について質問いたします。

中能登町の子供たちも、夏休みの様々な思い出を胸に、元気いっぱい2学期のスタートをきりました。私は、常々私たちにとって大きな希望である子供たち。中能登町がそんな子供たちを大切に育ててくれる町であってほしいと願っております。

また、子供たちにとっても、中能登町は大好きな誇りに思える町であってほしいと願っております。全国では、小学生から高校生まで地域の子供たちを対象に「子ども議会」が様々な形で開催され、大きな成果を生んでいます。「子ども議会」が開かれたところでは、「学校や地域社会に対する子供たちのみずみずしい感覚を聞くことができた」また、子供たちの方も「とても緊張したけれど、町のことがよく分かり勉強になった」など、地域と子供たちの繋がりが深まっている声があがっております。

特に私は、北海道ニセコの子ども議会には、大いに共感を覚えます。ニセコでは、まちづくり基本条例の中に、「満20歳未満の青少年及び子供は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」とうたっております。そしてこの権利を保障するための施策の一つとして、毎年夏休み期間に「子ども議会」が開催されるのだそうです。

今年は8回目の開催となり、5、6年生から7名、中学1年生から3名が子ども議員となりました。そして10人の議員全員が町長、管理職を前に一般質問を行いました。質問内容も、遊び場の確保といった子供らしいものから、ニセコ産野菜の更なるPRについて、公共施設のバリアフリー化について、不審者対策についてなど、大人顔負けの質問内容となっております。そして、代表2名からニセコ

のまちづくりについての作文朗読があります。一般質問にも作文にも子供たちのみずみずしい感性やまちづくりへの意欲が込められています。私たち大人も一度真摯に子供の生の声を聞いて、教育行政に繁栄してはいかがかと思います。まず、「子ども議会」について、教育長のご所見をお聞かせ下さい。そして、「子ども議会」の開催に向けて、是非前向きなご答弁をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤本一義議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 笹川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1番目ですけれども、「子ども議会」についての教育長の所見ということでありました。私も、旧町時代のことになりましたが、学校現場におりましたときに、町長や町議会の皆様方をお願いいたしまして、「子ども議会」に取組んだ経験があります。子供たちが自分たちの町の現状、あるいは町への思い、夢や希望について学習し、一般質問と同じように子ども議員として質問を行って、答弁をいただくというものでありました。

本物の議場で、町長や議員の皆さんに質問ができるとあって、子供たちはとても真剣で、緊張感や期待感をもって地域学習に取組み、生きた学習ができたと喜んでおります。子ども議会に取組んだあの子供たちは、きっと小学校時代のビッグな経験として心に残り、いろんな面でプラスに働いていることだろうなというように思っております。その開催への働きかけということもあったかなと思いますけれど、学校では、社会の授業や総合学習の時間を中心に、地域学習に取組んでおります。町の歴史や人々の暮らし、環境や福祉、エネルギーの問題、町の財政状況、学校の統合問題、町の活性化策、町への提言などテーマも様々です。小学生も中学生も子供らしい発想で地域へ出て説明を聞いたり、施設訪問を行ったり、図書館やインターネットで調べたり、時には町内でアンケートを取る、多くの人々

にインタビューをする、実際に体験をする、というようにして、いろんな方法で学習を深めております。こういった学習を通して、子供たちは町の実態を知り、町への理解を深め、町への思いを膨らませ、地域への愛着を高め、いくのだろうなと思います。子供たちや先生から、是非、子ども議会を実現してほしい、そして地域学習の成果を子ども議会を通して広く町の皆さんに知っていただきたいというようにして、現場からの盛り上がり、熱い要望といったものが出されるようでありましたら、関係者の皆様方にご協力をいただいて、何としても希望をかなえさせてやりたいなと思っております。現場のほうでそういう取組みをやってくれることを期待しているところでもあります。

○議長（藤本一義議員） 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） 是非、積極的に行動を起こしてください。よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤本一義議員） ここで、15時30分まで休憩いたします。

午後3時19分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（藤本一義議員） それでは再開いたします。

ここで、先の一般質問、答弁で訂正の申し出がありましたので、これを許します。

大森保健環境課長

○大森一義保健環境課長 先ほど私、笹川議員の質問に対しまして、肺炎球菌ワクチンを間違えて、脳炎球菌ワクチンと言ったと思います。正確には、肺炎球菌ワクチンでございます。失礼いたしました。

○議長（藤本一義議員） それでは、最後に19番 作間七郎議員

〔19番（作間七郎議員）登壇〕

○19番（作間七郎議員） 私は、一般質問で3点について質問いたします。

まず1点目は、行政改革について。今日は自公政権の最後の日です。明日から新政権が発足します。特に国民の関心事にはマニフェスト。今度の衆議院選挙でこれだけマニフェスト、マニフェストと言われ、マニフェストとは一体何か。公約だということが浸透した選挙はなかったかと思えます。そこで、明日から鳩山政権が公約どおりやってくれることを私どもは期待しておりますし、私どもの町にも行政改革大綱、実施計画・集中改革プランというものが18年3月につくられていますね。私はこれはマニフェストだと思うんです。その計画・改革プランの実行したのものもあるだろうし、まだしてないものもあると思えます。これは18年3月から21年3月までの期間のプランですね。まだ半年残しておりますから、まだ達成されていないものもあると思えますが、その進捗状況がどうなったかということをもまず1点目に聞きます。

それから、今後の進め方で、2期目の杉本町長の今後、行政改革についてと、6月定例議会では、提案理由の説明の中にも言われておりますけれども、杉本町長は町をどうように行政改革をしたいのか具体的に言っていたきたいと思います。

それから3点目には、保育所の民営化についての進捗状況について説明をしていただきたいと思えます。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作問議員の行政改革についての質問にお答えいたします。

まず、行政改革大綱の実施状況についてのご質問であります。まず、中能登町が目指した行政改革での組織体制として、「簡素な体制づくり」と「効果的な体制づくり」、「効率的な体制づくり」を目指しました。

最初に、「簡素な体制づくり」では、「事務事業の見直し」と「財政の健全化」、「組織機構の見直し」について目標を掲げました。

これまでに、補助金の見直しは毎年度の予

算査定時において検討するとともに、担当課長職を順次廃止し、新規採用職員を抑制しつつ、併せて給与制度の適正化と特殊勤務手当の全廃を行いました。

しかし、防災行政無線の整備促進や宿日直体制の見直しについては、今後とも継続的に準備検討していく必要があるとともに、指定管理者制度の活用については新たに制度を導入した施設もありますが、今後とも慎重に検討を継続していく必要がある状況であります。

次に、「効果的な体制づくり」では、「職員の資質向上」と「新たな人事管理の確立」「情報社会に対応する行政体制の整備」について目標を掲げました。

県等への関係機関へ職員を派遣し人事交流の推進を図るとともに、希望降任制度の創設や6月と12月の賞与時に自己評価を実施してきました。

また、情報社会に対応するため、議会中継の実施やホームページの活用を図ってまいりました。

しかし、電子申請システムの構築や統合型地理情報システムの導入については、今後とも検討を継続していく必要があります。

最後に、「効率的な体制づくり」では、「公共施設の有効活用」や「公共工事の適正化」「地方公営企業の見直し」等を目標として掲げました。

これまで、保健センター機能の統合や教育委員会の生涯学習施設への配置等を行うとともに、公共工事の見直しと入札の総合評価方式導入や地球温暖化防止への取組みを行ってきました。

しかし、地方公営企業の料金体系の見直しや、公共施設の有効活用について、今後とも継続的に検討していく必要があります。

皆様ご存知のとおり、行政改革を行うことにより、町民の皆様方にも少なからず影響を及ぼすものであります。

今後とも、町民の皆様方や議会の皆様方の

ご意見をいただきながら、鋭意進めていくこととしておりますので、ご協力とご理解をお願いいたします。

次に、今後の進め方についてであります、現在の行政改革の大綱の内容を、職員で再度見直し、今後の方向性を検討していくこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。

次、保育園の民営化についてであります。

行政改革大綱を策定した当時は、民営化への大きな時代のうねりがありました。

計画策定時と現在では社会的環境も大きく変化してきております。

ご質問のありました保育園につきましては、園児を預けていただいております保護者の皆様のご意見や、受託をお願いする事業者との信頼関係等の超えなければならない問題が山積しております。

大きな方向性と併せて、今後とも検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 今、町長の言われたのは、みんな文章に書いてあることを読み上げられていますね。この中身のうち、どれだけ実行したのがあるか、まだやってないものもあるだろうということで私は聞いているのです。総体的に何パーセントぐらいされたと思っているのかを言ってほしいんですね。今、町長が言われたことは、基本どおりのことを言われているんです。そういうことをするために、こういう実施計画や集中改革プランが作られているんです。その5年の間に、今年の21年度3月までにこれをやるという書類なんですよ。公約なんですよ。そのうちどれだけ杉本町長がやったかということを知っているんです。

それから2点目、町長は2期目になったら、1期目の経験上、2期目はこういうことをやりたいんだという改革があったら言ってほし

いと言ったんですが、それは抜けているのではないですか。

それから、保育園の民営化については、私は19年12月にも聞いているんです。「県の方へ21年度までに保育園の民営化をするんだということを県に報告してあるが、我々議会に全く説明がないのはどういうことなんですか」と聞いたことがあるんですね。そのときにも「21年度の保育園の指定管理者につきましては、もう少し皆さん方、特に保護者の方々とも相談させていただきまして、これから進めていきたいと思っています。21年度にはできないのではないかと。それらにつきましては皆さんに今後ご相談を申し上げ、いろいろな現状を申し上げて進めていきたいということです」ということでした。

今の話を聞いていますと、19年の12月から一歩も進んでいないんですね。この議席で議員が聞いたことを答えるということは大変なことです。先ほども注意されておりましたね。議会で言ったことには責任を持ってしてもらわないと、この場席だけで話が終わればいいということは駄目なんです。我々も勉強してきます。皆さんは行政のプロですから、毎日、私らよりも勉強するのは大変なんですけれども、それでも勉強して町政のことについて代弁者として正そうと思って質問しているんです。その時その時といい加減に答弁してもらっては困るんですよ。私は保育所の民営化の今後の全体計画を示してほしいと言いたかったんです。19年12月の定例会で言っているんです。どういう答弁をしたか議事録を見て下さい。何もしていないということなんです。先ほどの行政改革について抜けていることについても一回答弁して下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 行政改革につきましては、職員を減らすということで、保育所の方は1人も現在までは採用いたしておりませんし、また、今まで3町にありました教育委員

会、あるいは保健等、1箇所へ集めたりいたしました。そういう中で、できるだけ効率よく、いいように、小さいことでありますけれども、自動車の管理、あるいは電気の点け消しなど、小さなことから大きなことまでやってきたつもりであります。

それから、2期目につきましては、中学校の建設そして、先ほども言いましたように鹿島地域の小学校の統合、それと同時に庁舎の本庁舎への移行、空き施設の活用、統廃合などでございます。指定管理者の導入の検討につきましては、いろんな民営化や指定管理者の導入による運営経費の節減効果はあると思います。そういう中で、平成20年度決算額をもとに試算したときには、保育の規模によりますが、1園あたり1,700万円から多くても3,500万円程度の経費の節減になるのではないかと見込まれております。

こうした民営委託による子育て支援策の拡充や経費の節減は大変重要であると考えておりますけれども、その一方では受託事業者が倒産したケースや、運営管理上の問題の心配等につきましてもいろんなマスコミを賑わしている事例もあるわけでございます。

また、休園や事故が許されない保育事業においては、より慎重に構えることが必要であると考えております。

当面は、もう少し実施を急がず、先進地の実施や状況等も調査していきたいと考えているところでございます。

また、子育て支援の必要性が年々高まっている中で、保育園の役割も重要になってきております。核家族によって子育てを習う環境が無くなった夫婦共働きの中で、育児を手助けしてくれる人がいなくなった。

更に、それが育児放棄や虐待につながるケースも増えてきております。

このような社会環境の変化の中で、支援の必要な家庭が増えているのも現状でございます。

保育園は、入園している子供だけでなく、そうした不安のある家族とつながり、相談を受け、支援していくことが大きな使命となっております。

そうした中で、先ほども出ておりますけれども、子供を産み、育てやすい町として、また福祉の町として、少子化対策として、また教育の町として等それも含めて保育事業を委託することについては、今一度検討していかなければならないのではないかと考えているところでございます。

保育所も子どもさんも増えてきておまして、あおば保育園も160名から180名に定員を伸ばしまして、現在200名まで伸ばし204名で満杯でございます。保育園の0歳から1歳につきましては、3.3平米とか、2歳から5歳までは2.8平米という基準がありまして、今、あおば保育園はそういうことで、0歳児、1歳児の方が大変多くなりまして、これから申し込まれる方には他へいっていただくという状況でありますし、保育園は5つありますけれども、運動会等の行事に行ってお話をしますと、先生からは「中能登町の保育園はいい」と、「中能登町の住みよい環境の中で保育園の子どもさんに責任を持っていただけるといってこの町へきた」と、そういううれしいお話も聞いております。

そういう中で、1,700万円から3,500万円と言いましたけれども、それらを今、民営化するよりも、もう少し他の経費でできるのではないかなという考えも一部ではあり、検討しているところでございます。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 今、町長が言われたことで気にかかることがあるんですね。職員を採用しなかったと言いましたが、保育園の職員は役場の職員ではないんですか。

例えば、一般行政の職員と保育所の職員は福祉関係の職員です。役場の職員です。町長もそういう理解をしているから、私は職員に

も言うんです。「うちの町は職員が多いのは、保育所の先生が多い」と言われますが、保育所の先生も役場の職員ではないのかということです。町長の言い方もおかしいのですよ。普通会計の中に、専門的にいうと福祉関係の一般行政と福祉関係と仕分けがしてあるんです。役場の職員は民生の職員なんです。保育士も。それを別の考えで言ってもらっては駄目です。役場の職員として採用されているんですから。平成18年に13人、平成19年に5人、平成20年に3人、またこの間の全協で今度8人の方が退職されると、調理師も1人だと、またこのあとについても保育士を採用したいという意向でしたね。この人たちも役場の職員なんです。21人の方が採用されたということを、町長はしていないと言われましたが、これだけ採用されております。

それから、行政改革というのは基本なんです。ここにも町長の総合計画の中に、町長の写真入りで出ているんです。この中に、現状と課題ということで、「行政のスリム化や指定管理者制度を取り入れた運営と職員の意識改革及び施策等、事業の自由性を考慮しつつ、限られた財源と人員の中で、町民がもっとも求める行政サービスを提供できるように、施策や組織の再構築と財源確保予算の再配分等が必要です」と出ています。こういうことに取組んでどうだったかということを経験して聞いているんです。結果について聞いているので、これから継続してしなければいけないこともありますけれども、1期目にやられたことに対して町長はどういう評価をされているのかということを知りたいんです。行政改革については。

それから、職員も当然スリム化されると思っていましたが、平成18年度は15億7,600万円の税金が、人件費で18億4,100万円程。人件費が多いんですね。これは役場の職員、この他に臨時雇用の賃金の方、嘱託職員の賃金の方などは人件費に入っていないんですね。

この方々の場合、平成18年度で1億4,100万円です。74人います。皆さんからの税金が4億円足りないんです。19年から国から税源委譲で約2億円ほどきたので楽になってきたんですね。平成20年度の決算書に基づいて言いますが、このときの税収で17億7,900万円程、端数はいりませんが、それに人件費が17億2,100万円です。この人件費の17億2,100万円に臨時雇用賃金、嘱託職員、臨時職員が71名いるんです。私も常々一般質問の中に、こういう人の数を減らすことはできないかと言ったことはあるんですが、全く減ってないんですね。

ちなみに、合併前の16年は76人、平成17年3月1日で合併ですから74人なんです。次の年も74人。19年も71人。20年も71人なんです。そうすると税収だけで役場職員の皆さんと臨時や嘱託等の人たちの人件費を払うとまだ5,800万円も足りないんですね。役場の職員は我々の税金で雇っていると言われていますが、これだけでは足りないんですね。せめて改革で、町の税収と人件費と臨時等の人たちの金額がトントンになるように努力して行政改革してもらいたいと思います。その点で町長はどう思いますか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員が質問されました平成16年が20億4,700万円、そして20年度が17億2,000万円と約3億円ほど減っていることは現実であります。そういう中で、今、臨時が71名いることは間違いありません。そういう中で働いておいでの方は児童館であり学校であり、施設の方ばかりでありますし、保育所の臨時の方、小学校の臨時の方です。もしそれらを辞めていただくとすれば、大変サービスが低下すると思います。そういう中でなんとか人件費につきましては、もっと他のところで削減するところはしてでも、今の児童館なり保育所であり学校には今の方々に来ていただいて、そして住民のサービスをして

いきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 行政改革というのは、住民のサービスを悪くするというではないんです。3町が合併したらいろいろな施設があるということは皆さん分かっています。統廃合して下さい。町長も先ほどの答弁で統廃合していかなければならないと言っているんです。

町長は、この4年間で各集落の懇談会や座談会には1回しか行っていませんね。ある町長は、町長自らが回って、「自分はこういう行政をしたいから協力して下さい」と訴えて理解をもらってまちづくりをしている町長もいます。無くなったらサービスが低下すると言いますが、低下ではなく、財政のことを考えて行政をやってもらわないと困るんです。

職員も合併時は305人いました。21年度は274人で、5年間で46名は減っております。職員には気の毒だなと思うんですけども、6月15日の朝刊、日本経済新聞によりますと、47都道府県、だいたい合併されて市町村は減りましたが1,810程の市町村だそうです。その中に、下位から4番目、中能登町の平均年齢40歳。全国で下から4番目です、職員の給料。ところが私も各課長に「市町村財政比較分析表というのを見たことがあるか」と一人一人に質問したことがあるんですけども、これの19年度の普通会計決算によると、類似団体というのがあるんですが、全国の市町村を35のグループに分けるんです。それは人口や産業構造で分けてある比較分析表なんですけれども、ラスパイレス、国の公務員のもらっている給料に対してうちの町の職員はいくらもらっているかというのと、82.8%で1番下位なんです。36のうち一番下なんです。

ところがその反面、先ほどの杉本議員の質問のとき、1,000人当たりの出生率を言われているので、当然、職員の適正管理の1,000

人に対して何人が適当かということのを常に頭に持って行政をやっておいでと思うんです。これは大変な数字なんですね。職員が多いんです。そういうことを町長は理解されておりますか。職員が多いということ。役場の職員に聞くと「多い」なんて誰も言う人はいません。この結果からいうと、仕事は大勢でやっているから給料は安いということなんです。仕事は大勢でやった方が楽なんです。それ相当の給料を職員に対しても上げてやらないと駄目なんです。全国の下から4番目です。類似団体の一番下です。建物の統廃合だけでなく、いろいろなことで職員に意識改革をさせる。

私はあるときに、本部長は町長ではないかと言うと、これは副町長に任せてあると言われました。そういう町長は駄目なんです。町長自らがリーダーシップをとって、自分のやりたい行政をやるという姿勢を示さないと、職員は言うことをききません。職員は私たちの言うことはききません。町長の言うことなら何でもします。

去年の総務常任委員会で兵庫県の与謝野町へ行ったんですが、そこで行政改革について聞いたら、「私どもは町長の方針に従い、町長の施策に従って業務に取り組んでいる」と、常に町長に言われたから取り組んでいると言うんですね。うちの町の職員の中で、「このことは町長の指示を受けてやっています」という職員はいますか。それくらい町長が強いリーダーシップをとらないことには改革はできません。町長は口ではよく「融和」と言いますが、仲の良いことはいいんですが、融和ばかりでは改革はできません。たまには我慢もしてもらい、辛抱してもらうことを町長自らが訴えれば、町民は理解と納得をして協力するんです。そういうことで、行政改革に町長には力強いリーダーシップで取り組んでいただきたいことを言っておきます。もし町長は答弁しようと思ったら答弁して下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員はいろいろと例をあげて言われました。確かに給料につきましては82.8%、これは経済新聞によりますと大変、4番目か6番目。これは間違いありませんし、これは大変悪いなと思っております。そういう中で、職員がまるで遊んでいるようなことを言われましたけれども、決してそうではないと思います。一生懸命やってくれています。8時、9時ごろでも一回役場を回って下さい。本当にやる人はやっています。土曜日、日曜日でもやってくれております。

私も町長になりまして、各在所へは正式に1回は回らせていただきましたけれども、各在所へはいろんな要望事項、あるいはまたそれぞれの祭り、そういうときにはほとんどの小さな所へも行って一緒に話をし、話を聞いて、そして皆さんの意見を参考にしながらやってまいりました。そういうことで、2、3年前の議会にも作間議員から1,000人に対して14.何ほどでございます。それらもいま変わっていないと思います。保育所の職員も福祉の職員でありますけれども、預ける年齢も0歳から1歳に関しては3人に1人は置かなければならないということで、状況も変わってきておりますし、統合すればいいのかわかりませんが、やはり高齢化が進んでまいります。景気が悪い、そういう中での子供さんをどこかへ預けなければならない。保育所でありそれぞれの児童の建物であり児童館であることを考えますと、人間が減っていないのは事実であります。そういう中で、常に今言われるように財政を頭に置きながらやっております。

平成16年、合併をしたときのお金は、今の土地、福祉、減債基金全部いれまして45億7,200万円でございます。現在は合併特例債をいれて自由に使えるお金が61億4,700万円でございます。そういう中で、起債など全部いれますと285億円、20年度が297億円と

少し増えております。しかし、基金と起債を引きますと3億6,000万円ほど増えております。そういう中で、常に全体の財政を考えながら、また17年、18年につきましては、今まで借りていた高い5%以上のものは返しまして、有利な起債ということで合併特例債をつけて、今の起債の中でも70%を交付税として返ってくるということを念頭におきながらやっております。統合もしなければなりません、決して今のサービスを落とすまでというのではなく、そういう関係を頭に入れながらやっていることをご理解願います。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 町長の答弁中に、町長が「遊んでいるように言われた」と憤慨しましたが、私は「遊んでいる」なんて一つも言っておりません。大勢で仕事をしていると言ったんです。統計からみると分かると思うんですが、倍いるんです。ほかの町からいうと職員数は。だから大勢で仕事をしていると言ったんです。だから給料も安い。そうでなくして給料を上げるためにある程度のスリム化をする。でも町民のサービスは落とす必要はないんです。職員に例えばシルバーに出しているとか、いろいろ委託に出しているものがいっぱいあるんですよ。言っていない中で、職員でできることは職員でやりなさいと言っているんです。職員は、一生懸命頑張っているなという評価をされるような職員になってほしいと私は言っているんです。それを町長自ら指示したらどうですかと言っているんです。数字の羅列は私は持っていますから分かっています。役に立つ人ばかりが職員になっているのですから、大いに町民に喜ばれる仕事をして下さい。

それから保育所のことね、うちの町は0歳児や1歳児が沢山入っています。「中能登町は保育料も安いし、中能登町はいい所だし、中能登町へ行きたい、中能登町に住みたい」と言って人が増えることはいいことです。そ

ういうことをやめろと言っているのではないんです。仕事の中身をもう少し、大綱に基づいて一つ一つしてほしい、改革をしてほしいと言っているんです。改革については終わります。

2つ目の反問権の導入について。一般質問における反問権について町長はどのように思っておいでるか聞かせて下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 反問権の導入についてのご質問にお答えいたします。

反問権を導入するには、議会の会議規則の改正が必要になると思われませんが、一般的には、論点が明確になり議論が深まり議会が活性化するとされておりまして。

一方で、議員の皆さんの質問時間が減るということも考えられます。

全国的には導入自治体はまだ少ない状況がありますが、県内では津幡町が試行で導入されているようでありまして。

反問権の導入につきましては、メリット、デメリットがあることを考慮して検討していく必要があると思っておりますが、執行部といたしましては、議論が深まり議会が活性化するものであれば、導入することが望ましいと考えております。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 反問権については、全国的に議会の基本条例で議員の中でやるということでやっているのが多いんですね。私は津幡町へ行ってきました。津幡町に行って「反問権を使った結果はどうか」と聞くと、「議員も執行部もいい意味の緊張もし、議員も勉強するし、執行部もきちっとした答弁をしなければならぬということで、ものすごくいいから使った方がいいですよ」と聞いてきたので、うちも反問権について杉本町長はどのような考えをしているのかなということで、今までの一般質問だと私どもは勉強してきたことを執行部がどう答弁するかなと

いうやり取りだけです。反問権を使うと執行部も議会が勉強しないと一般質問できないそうです。執行部の方から反対に逆質問がきた場合には困りますから、よっぽど勉強しないと一般質問はできないということを聞いております。そして大いに反問権を使っていたら、私ども議会もこれから検討しなければならぬんですけれども、反問権を使って、いい意味の「住んで良かった。中能登町に住みたい。議会も執行部も大いにまちづくりの議論をしているいい町だ」と言われるようお互いに努力し、その時には反問権は必要だと思っております。ここは議会の皆さんとも相談しなければならないんですけれども、執行部の杉本町長はどのような考えか聞いたのであります。

次に移らせていただきます。除雪対応についてということで、ここに除雪機械リース及びオペレーターの確保をと書いてありますが、近頃、温暖化ということで異常気象だと言われております。大雨や大雪などの「大」の上に「豪」がついた例、ゲリラという言葉がつくんですね。その時の対応として、去年は能登島であんなに雪が降ったのは初めてだというほどで、七尾は大変なことになりました。そこで今まで業者が除雪機械、ショベルカーを借りています。近頃は、業者が廃業したり倒産したりと、業者が少なくなってきました。最近ではショベルカーはあまり使わず、ユンボが主力だそうです。そういう機械で対応するときに、去年は2台借りましたが3カ月間で55万円か60万円で借りているんですね。業者さんが借りると2割～3割高だそうです。そこで、氷見市もやっているのですが除雪機械を町が一括してリースで借りる。借りたものを各業者さんをお願いして、資格を持つオペレーターを出していただき、雪が降ったら出ていただくと。去年の実績を聞くと、7日か8日程しか機械は動かしていないそうです。それを3カ月間業者から借りておこな

ければならないそうです。そこで聞くと、いろいろ費用もかかるし、町からもらっても採算が合わない。今までなら公共事業が沢山あって仕事をもらえるから、サービスの一環として業者はするものだと。これだけ仕事がなく、お互いに取り合いすることになり、目に見えて赤字の仕事はしたくないという声をよく聞くので、私はそういうことでは困るなど。雪がドカッと降ったら町民の生活道路の確保はできなくなるのではないかと心配で、町で機械のリース、借入れをすればどうかという思いで、執行部の考えを聞かせて下さい。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 石川県では、平成19年度より近年の暖冬で除雪作業が少ない場合の対応として、稼働時間に関係なく支払う保険料や車検など最低保証の固定費を含めた契約を行っております。

中能登町も平成20年度で管理費30日分の固定費で除雪機械1台当たり、5万円程度となっております。

今年度は去年のゲリラ大雪を教訓にして、安定した除雪体制を確保するために、石川県に準じた管理費、償却費75日分の固定費を含めて委託契約を締結したいと考えております。

また、不足する除雪機械5台につきましては、町がリースして貸与する予定であります。

議員指摘の除雪機械リース及びオペレーター確保につきましては、「業者がリースしている除雪車は12台あり、これを町がリースし、貸与すればどうか」という件につきましては、既に業者の方々とヒアリング調査を行っており、この時期にまとまった除雪機械をリースすることは、難しいと思っております。今後、この点につきましては、検討を重ねてまいりたいと思っております。

今、議員も言われましたように、ショベルカーの台数も少なくなりまして、また業者の数も少なくなりました。そして、朝早くから

出ていただいても、住民の方々が役場や業者へ「雪を玄関の前に置いていった」など、いろんな苦情も出ておりました、難儀していただいているのが現状であります。できるだけそれらにつきましても業者の方々と話を納得していただき、気持ちよく仕事ができるような体制にもっていければいいなと思っております。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 業者とこれから相談して、12台がどうのこうのと言われましたが、町が12台を借りて、業者に貸すということなのか、分かりにくいのでもう一度お願いします。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今の業者が持っている機械を全て貸与して、業者に貸せばどうかという質問だったんですか。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 私は、業者にリースで町が借りて、業者にそれを渡して、運転するオペレーターだけを出してもらうと。働いた分だけ支払いすればどうですかということです。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 取り方が違っていました。業者の持っている機械と足りない機械が大体12台ぐらいでないかなと思い、それを借りて貸せばどうですかというように取りましたので、作間議員の言われるのは、業者の持っている機械も全部町が借りて、それを改めて貸与すればいいのかということですか。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 業者でショベルカーを持っている方もおいでます。だけど、その業者が路線を決めたらもう2台か3台か分かりませんが、借りなければならないということもあります。持っている方は持っているもので計算する仕方はあると思いますが、業者さんがリース会社から借りる機械をまとめ

て町が借りて、業者さんに機械を貸して、指示を出したときに運転してもらうという意味で言っているんです。町長がもし分かりにくかったら、課長でもいいです。

○議長（藤本一義議員） 小山副町長

〔小山茂則副町長登壇〕

○小山茂則副町長 お答えいたします。今、業者の持っておいでる足らない分というのは、今現在冬に向けて、業者とのヒアリングが終わりました。今後、そういうことも含めてその対応をとらせていただくような協議をさせていただきたい。このように思いますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番(作間七郎議員) 私の聞いていることをもっと簡単に言われませんか。町は借りて、業者に貸せばどうですか。業者さんと打ち合わせが終わっていると言われても、私はいろいろな話を聞くから言っているんです。業者さんは何台か持っておいでるが、そのほか路線のいろいろなことで、融雪もできなくてもいい所もできたと思うんです。あと、業者さんをお願いする路線については、機械が何台いるのか。そのいる分だけ、業者さんが持っていない数にA社が2つ持っているとか、もう1つリース会社から借りて出すからオペレーターを出してくれと。1台しかないから2台リースで借りなくてはならないという方がおいでると思うから言っているんです。そこで、かためて町が、官庁がリース会社から借りると安いんです。去年も鹿島庁舎にも置いてありましたが、役場が借りると3カ月で55万円ほどですね。業者はそんなに安く借りられないんです。役所が借りると安く貸してくれるんです。だから私は言っているんです。これから検討させて下さいと言っていますが、もうそろそろ冬が来ます。その点もう一辺お願いします。

○議長（藤本一義議員） 小山副町長

○小山茂則副町長 お答えいたします。今年

の冬に向けての除雪計画は、業者の方と役場の方と既に打ち合わせが終わりました。そういうことで、その中で協議をさせていただいたのは、固定費については、去年は30日分みていたんですが、今年は県並みの75日分をみさせていただくということで、今現在、業者の方、議員がおっしゃるとおり、リースして会社で除雪の路線を確保していただき、その貸与もとっていただくようお願いしたわけです。ですから、その点について、借りているものについては、今年は一つお願いしますということで、来年度、また今年の段階を踏まえて対応させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番(作間七郎議員) もう業者と打ち合わせをして着々と進んでいるそうでございますので、業者からそういう苦情が私どもの耳に入らないようにしっかり打ち合わせをして下さい。それから、機械のことは分かりましたが、昔はみんなでスコップを持って雪すかしをしたんです。近頃は雪すかしは役所や業者がするもんだと思う方が多いですね。そこで、町で、大雪が降ったとき、除雪作業ということでスコップを持って、みんなで生活道路を確保しようと呼びかけて、町をあげて冬場にもみんなで汗をかいて雪すかしをする町にすればいいと私は思うんです。区長会なりいろいろな団体を通じて、そういう機会を設けたら、一斉にみんなでスコップを持って汗をかく日を中能登町として作ればいいと思いますので、その点町長どう思いますか。

○議長（藤本一義議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私もそれにつきましては大賛成でございます。しかしながら、春・秋にもクリーン&グリーンということでやっておりますけれども、だんだん少なくなってきているような気がいたします。今言われるように、区長会、あるいはそれぞれの団体にも今一度協議をさせていただきまして、みんなで

明るいまちづくりを目指して頑張っていきたいと思っております。

○議長（藤本一義議員） 作間七郎議員

○19番（作間七郎議員） 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

#### ◎散 会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

16日から17日までの2日間を休会とし、18日午後3時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時27分 散会

## 平成 21 年 9 月 18 日（金曜日）

### ○出席議員（17名）

1 番	南 昭 榮	議員	12 番	宮 本 空 伸	議員
2 番	笹 川 広 美	議員	13 番	若 狭 明 彦	議員
3 番	諏 訪 良 一	議員	14 番	岩 井 礼 二	議員
6 番	亀 野 富二夫	議員	15 番	西 村 秀 博	議員
7 番	甲 部 昭 夫	議員	16 番	坂 井 幸 雄	議員
8 番	藤 本 一 義	議員	17 番	小 坂 博 康	議員
9 番	古 玉 栄 治	議員	19 番	作 間 七 郎	議員
10 番	武 田 純 一	議員	20 番	杉 本 平 治	議員
11 番	上 見 健 一	議員			

### ○欠席した議員（2名）

4 番	堀 江 健 爾	議員	5 番	宮 下 為 幸	議員
-----	---------	----	-----	---------	----

### ○説明のため出席した者

町 長	杉 本 栄 蔵	土木建設課長	出 雲 修
副 町 長	小 山 茂 則	農 林 課 長	表 辰 祐
教 育 長	池 島 憲 雄	上 下 水 道 課 長	長 谷 川 良 次
参事兼総務課長	永 源 勝	福 祉 課 長	坂 井 信 男
参事兼監理課長	澤 賢 造	保 健 環 境 課 長	大 森 一 義
参事兼住民課長	小 林 玉 樹	会 計 課 長	松 栄 哲 夫
企 画 課 長	広 瀬 康 雄	教 育 文 化 課 長	堀 内 浩 一
情 報 推 進 課 長	澤 伸 一	生 涯 学 習 課 長	吉 田 外 喜 夫
税 務 課 長	大 村 義 一		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 谷 敏 則

書 記 土 屋 哲 雄

北 原 奈 緒 美

○議事日程（第4号）

平成21年9月18日 午後3時00分開議

日程第1 総務常任委員会委員長報告

日程第2 教育民生常任委員会委員長報告

日程第3 産業建設常任委員会委員長報告

日程第4 討論・採決

議案第41号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第42号 平成21年度中能登町一般会計補正予算

議案第43号 平成21年度中能登町老人保健特別会計補正予算

議案第44号 平成21年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第45号 平成21年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第46号 平成21年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算

議案第47号 平成21年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第48号 平成21年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第49号 平成21年度中能登町水道事業会計補正予算

議案第50号 七尾市との境界変更に伴う字及び小字の区域並びに小字の名称の変更  
について

日程第5 閉会中の継続審査

認定第1号 平成20年度中能登町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成20年度中能登町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成20年度中能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成20年度中能登町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成20年度中能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成20年度中能登町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成20年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成20年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定に  
いて

認定第9号 平成20年度中能登町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第6 閉会中の継続調査

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（藤本一義議員） ご苦労さまです。

ただ今の出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（藤本一義議員） 日程第1から日程第3 各常任委員会委員長報告

これより本定例議会から付託をしておりました、議案第41号から議案第50号までの議案10件を一括して議題といたします。

以上の案件に関し、委員会における審査の過程及び結果について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 岩井礼二議員

〔総務常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇〕

○総務常任委員会委員長（岩井礼二議員） 総務常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今定例会に付託されました案件は、議案2件であり執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、今回、国からの「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、基本的に補助金の対象とはならない事業項目の中で、老朽化著しい公用車の更新に対して予算計上を行っているが、更新を予定する車輛はどのような基準によるものかとの質問に対して、執行部からは、各種団体が主として利用する中型バス等及びバンタイプの普通車輛を含めて、概ね10年以上、10万kmを超えるものとしているとの回答を受けております。

なお、委員からは、住民サービスを提供する大切な車輛との観点からも、個人所有と同様の使用後の洗車を含めて安全管理の徹底を図るよう要望を行っております。

次に、ふるさと応援基金積立金について、寄付金額が267万4,000円と多額なものとなっているが、県内外の件数はどのようになっているか。及び、寄付をいただいた方へ新たに作成した中能登音頭CDを謝礼としてあげられないかとの質問に、件数は14件、うち県外者は5件との報告を受け、謝礼等については今後検討したいとの回答も受けております。

ちなみに、4月末時点での寄付額は25件で462万円であり、近隣市町では最も多額となっているとの報告も受けております。

なお、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業では、この交付金の創設趣旨からも町民の幸せのために町民の立場に立った、将来のまちづくりの視点にも考慮して、有効な活用とすべきとの意見がありました。

主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案2件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、教育民生常任委員会委員長 西村秀博議員

〔教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（西村秀博議員）

教育民生常任委員会における審査の経緯並びに結果についてご報告いたします。

今定例会に付託されました案件は、議案6件であり、執行部から説明を求め慎重に審査

をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、議案第41号「中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、被保険者または被保険者であった者で、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産にかかる出産育児一時金に関する経過措置で、緊急の消費者対策とし、若年層の経済的負担を緩和するための暫定措置として、全国一律の引き上げとなるものであり、また、出産育児一時金については、平成21年1月1日の一部改正により、分娩した医療機関が、産科医療補償制度に加入していれば、さらに3万円加算されることが設けられており、県内の産科については、49の医療機関等すべてが加入しているとの説明を受けました。

次に、議案第42号「平成21年度中能登町一般会計補正予算」につきましては、保育園運営費として、さくら保育園の網戸取り付け工事については、なぜ今、取り付ける必要があるのかとの問いに、建設時には、バリアフリー化を優先し、網戸を取り付けなかったが、網戸がないことで、中庭との風通りも悪く、窓を開けると蜂等が部屋に入るなど、子供の命に係わるため、網戸の取り付けが必要になってきたとの説明を受けました。

続けて、社会教育費では、生涯学習施設7箇所にAEDを設置するものであり、生涯学習施設としては、初めてであるとの説明を受けました。

主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案6件につきましては、いずれも全会一致で可決といたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結

果の報告を終わります。

○議長（藤本一義議員） 次に、産業建設常任委員会委員長 諏訪良一議員

〔産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（諏訪良一議員）

産業建設常任委員会における審査の経過及び結果についてご報告いたします。

今定例会に付託されました議案4件について、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等主なものについて申し上げます。

まず、たくましい担い手経営育成事業については、集落営農は農業生産法人等に対する大型機械の補助事業となっているが、この度の新政権発足に際して、補助金見直しを打ち出していることの影響はないのかとの質問に対して、執行部からは、今後の動向・推移を注視して行きたいとの回答を受けております。

続いて、道の駅基本構想策定業務について、どのような将来構想を描いているのかとの質問に対して、執行部からは、道の駅を創設することにより、町の風土を活かした観光の拠点として、また、町民の絆を育むとともに教育や文化の空間として、にぎわいを創出し、加えて、町の特産品等を備える商・工・農業地域の集積を目指していきたいとの説明を受けております。

この件では、今後は十分な検討を行い、実行に関しては健全な経営運営が継続できる構想にしてほしいとの要望を加えております。

次に、町内の石綿セメント管更新事業の確認については、住民の生活安全面からも、地域活性化・経済危機対策特別交付金事業を活用しての事業として、緊急かつ迅速に実施したいとの考えであるが、新政権の事業見直しに伴う執行停止の影響があった場合においても、他事業制度を利用する等により実施した

いとの回答を受けたものであります。

以上、主な質疑の概要は、申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました議案4件につきましては、いずれも全会一致で可決いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で産業建設常任委員会での報告を終わります。

### ◎質 疑

○議長(藤本一義議員) 以上で、各委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 質疑がないようです。これで、質疑を終結いたします。

### ◎討論・採決

○議長(藤本一義議員) 日程第4 討論・採決

これより、上程議案 議案第41号から議案第50号までの議案10件について、討論を行います。

討論の方は、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) ないようであります。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

議案第41号について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤本一義議員) 起立全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤本一義議員) 起立全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号から議案第49号までの議案7件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤本一義議員) 起立全員であります。

よって、議案第43号から議案第49号までの議案7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤本一義議員) 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

### ◎閉会中の継続審査

○議長(藤本一義議員) 日程第5 閉会中の継続審査

閉会中の付託議案の継続審査の件を議題といたします。

決算審査特別委員会委員長から、決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号から認定第9号までの決算認定議案9件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会委員長から、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号まで、認定議案9件は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### ◎追加日程1

○議長(藤本一義議員) お諮りいたします。

ただ今、提出者 若狭明彦議員及び賛成者17名により、発議第3号 中能登町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

午後3時19分 休憩

午後3時20分 再開

○議長(藤本一義議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程1 日程第1

発議第3号 中能登町議会議員の定数を定

める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より、趣旨説明を求めます。

13番 若狭明彦議員

〔13番(若狭明彦議員)登壇〕

○13番(若狭明彦議員) 中能登町議会より提出をいたします発議第3号「中能登町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について」

本文朗読を省略して、趣旨説明をいたします。

本件の改正内容は、次の選挙より現行にある定数の20人を14人とするものであります。

中能登町議会においては、住民とともに、より良いまちづくりを目指し、ともに醸成し、明るく開かれた議会とすべく、今後とも努力をしてゆく所存であります。

本案は、町民の皆様のご考え、類似団体等の昨今の動行を踏まえ、慎重に検討を重ねた結果、改正を行おうとするものであります。

以上、提案に対する趣旨を申し上げて説明といたします。

○議長(藤本一義議員) 提出者の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

発議第3号については、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(藤本一義議員) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎追加日程2

○議長（藤本一義議員） お諮りいたします。

ただ今、杉本町長より同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

同意第3号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議事日程を配付いたしますので、暫時休憩をいたします。

午後3時24分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（藤本一義議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程2 日程第1

同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案いたしました同意第3号につきまして、その大要をご説明いたします。

同意第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

今回、人権擁護委員候補者として、良川か部31番地 池島康衛氏と黒氏ヲ部169番地 金氏精子氏が最適任者であると信じ、関係法令の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

以上、本日追加提案いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご同意を賜りますようお願いいたしまして提案理由の説明を終わります。

○議長（藤本一義議員） 町長の提案理由の説

明が終わりました。

同意第3号は人事案件であり、先に議員各位のご理解を得ておりますので、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

同意第3号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎閉会中の継続調査

○議長（藤本一義議員） 日程第6 閉会中の継続調査

閉会中の継続調査についてを議題といたします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤本一義議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### ◎閉議・閉会

○議長（藤本一義議員） 以上で、本議会に付

議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成 21 年第 6 回中能登町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 30 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 藤 本 一 義

署名議員 甲 部 昭 夫

署名議員 古 玉 栄 治